

別記様式（第8条関係）

会議録

会議名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第5回会議	
開催日時	平成29年3月28日(火) 午後1時30分開会 午後4時50分閉会	
開催場所	小田原市役所 大会議室	
議長氏名	小田原市長 加藤 憲一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会議事項	1議題 別紙2会議次第のとおり	2会議結果 ・協議事項 協議第19号～協議第23号を協議し、原案のとおり、全会一致で承認された。  ・報告事項 報告第11号を報告し、確認した。  ・その他 第6回会議の予定、小委員会における検討状況、市民アンケート及び財務規程に基づく報告（予算の流用）について報告し、確認した。
会議経過	別紙3のとおり	

会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回会議 次第</li> <li>・協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて</li> <li>・協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて</li> <li>・協議第21号 地方税の取扱いについて</li> <li>・協議第22号 公共的団体等の取扱いについて</li> <li>・協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて</li> <li>・報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク）</li> <li>・資料1 第6回会議の予定</li> <li>・資料2 小委員会における検討状況について</li> <li>・資料3 市民アンケートについて</li> <li>・資料4 財務規程に基づく報告（予算の流用）について</li> <li>・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿</li> </ul>
	会議録の確定

平成29年5月11日(木)

会議録署名人 

会議録署名人 

別紙1 出席者及び欠席者氏名

出席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
会長	加藤 憲一	委員	岡本 俊之
副会長	加藤 修平	"	大杉 覚
委員	加部 裕彦	"	牛山 久仁彦
"	時田 光章	"	木村 秀昭
"	柏沼 行雄	"	川口 博三
"	石田 和則	"	奥津 博
"	飯山 敏明	"	佐藤 廣理
"	井上 和子	"	鈴木 梯介
"	星崎 雅司	"	笠井 進
"	今村 洋一	"	安藤 俊之
"	大村 学	"	木村 啓滋
"	井原 義雄	"	小野 康夫
"	加藤 仁司	"	市川 昭維子
"	加藤 洋一	"	森住 敏逸
"	星崎 健次	"	武井 鈴世
"	池田 真一	"	宗像 達也

出席者（事務局）

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	林 良英	事務局員	中村 亮一
副事務局長	早川 潔	"	片倉 紀彦
"	松岡 武	"	菅沼 雄太
事務局員	村田 智俊	"	室橋 宝
"	柳澤 寛晋	"	本多 勉
"	市川 深	"	岩本 良
"	杉崎 恵理子	"	小島 加奈子
"	小沼 久晃		

欠席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
委員	富樫 栄広		

## 別紙2 会議次第

### 1. 開会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議事

#### (1) 協議事項

##### 【合併関係項目】

協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて②<継続>

協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて②<継続>

協議第21号 地方税の取扱いについて

協議第22号 公共的団体等の取扱いについて

協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて①

#### (2) 報告事項

##### 【合併関係項目】

報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク）②<継続>

### 4. その他

#### (1) 第6回会議の予定について

#### (2) 小委員会における検討状況について

#### (3) 市民アンケートについて

#### (4) 財務規程に基づく報告（予算の流用）について

### 5. 副会長挨拶

### 6. 閉会

別紙3 会議経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第5回会議を開会いたします。</p> <p>本日の会議には、富樫 栄広委員が、ご都合によりご欠席をされておりますが、当協議会規約第9条第1項の規定により半数以上の委員が出席されておりますので、会議は成立している旨、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長である小田原市の加藤市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
加藤会長	<p>皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、本日は小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第5回会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>この協議会もこれまでで5回を数えておりまして、折り返し地点を迎えている状況かと思います。</p> <p>本年8月の取りまとめに向けまして、協議内容はより詳細に、また具体になっていくところでございます。両市の市民への安定的な行政サービスを提供し続けるための行政体制、また、県西地域において、両市が今後果たすべき役割など、これからの中堅自治体としてのあり方に対する考え方を再構築するという協議の姿勢を念頭におきまして、引き続き皆様から、ご忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>本日は地方税の取扱いや補助金、交付金等の取扱いなど、市民の生活に直結いたします広範かつ膨大な事務事業につきまして、皆様にご協議いただく予定となっております。限られた時間でございますので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りながら、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが冒頭の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
林事務局長	<p>加藤会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは次第の「3. 議事」に移らせていただきますが、ここで委員の皆様に事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に「会議次第」、「協議第19号」、「協議第20号」、「協議第21号」、「協議第22号」、「協議第23</p>

号」、「報告第11号」、「資料1」及び「資料2」でございます。その他に卓上には、本日の「出席者名簿」、「資料3」及び「資料4」を配付させていただいております。また、前回第4回会議の会議録がまとまりましたので、併せて配付をさせていただいております。以上、不足等がございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。協議会規約により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、加藤会長よろしくお願ひいたします。

加藤会長

それでは、これより議事を進めさせていただきますが、ここで会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

小田原市の木村秀昭委員と南足柄市の佐藤廣理委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、木村委員、佐藤委員のお二人にお願いいたします。両委員様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また本日は、協議会規約第9条第4項の規定に基づきまして、事務事業調整に係る説明員として、各部会の部会長等を出席させていただいております。

本日の協議件数は【合併関係項目】の5件です。

まず、協議に入ります前に、前回第4回会議において委員の皆様からご意見をいただきました、「公共施設に関する議論の取扱い」について、私から考え方をご説明させていただこうと思います。

当協議会における公共施設に関する議論の取扱いでは、前回第4回会議において複数の委員の皆様からご発言をさせております。いずれのご意見も、合併検討の目的に行財政基盤の強化を掲げている以上、各種事務事業の取扱いに止まらず、公共施設の統廃合についても、しっかりと議論すべきではないかといった趣旨のご発言であったと受け止めております。

私自身も、合併によります行財政効果を確保する上では、また、人口減少社会に適切に対応していく観点からも、合併に当たって、

公共施設の統廃合の議論というものは避けて通れない課題であると認識しております。

しかしながら、この公共施設の統廃合につきましては、それぞれの市民や地域に大変大きな影響を及ぼしますことから、その議論を行うに当たりましては、それぞれの施設整備の経緯や稼働状況、老朽化といった施設の現状や課題、また、施設間での機能の重複の有無のほか、類似他市の実態等を踏まえた上で、市民感情等を十分に斟酌した上で、客観的にまた慎重に判断すべきものでございます。

こうした取組には、相当程度の時間を要しますため、当協議会におきましては、公共施設の統廃合に係る個別具体的な議論をすることは難しいものと考えているところでございますが、先般もそういった趣旨のお話をさせていただいたところでございます。

そういう中、私といたしましては、この協議会におきましては、両市の公共施設の現状や課題、例えば稼働状況、立地等の利便性、老朽化の度合い、維持管理コストなどの整理や、類似他市等との比較などを通じて、合併に際して統廃合にどのように取り組むべきかといった方向性を示すところまでの議論はさせていただきたいと考えておるところでございます。

なお、この協議会でまとめる基本的な方向性に沿いまして、個別具体的な施設の検討をどのように進めていくかにつきましては、これは合併後に先送りするということではなく、両市で合併を是とする判断がなされれば、両市による有識者等を含めた検討組織等を設置いたしまして、合併準備事務と並行して行っていく、そのように進めて参りたいと考えているところでございます。

公共施設に関する議論の取扱いにつきましては、先般もご意見申し上げましたが、そのような形で整理をし、今後の協議会の中で方向性についての議論はしっかりとしていくという形で進めて参りたいと思いますので、ご理解をいただければと存じます。

ただいまの私の考えにつきまして、何か皆さんからご質問やご意見等ありましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

では、奥津委員、お願いします。

奥津委員

自治会の奥津でございます。今の会長のご説明はある程度理解できるのですが、この会というのはそもそも、合併が前提ではありませんが、編入方式を想定して、いろいろと事務的な行政の手続き上のことを審議しているわけですけども、こういう会があるというのは市民の皆さんにとってもよくご存じで、やはりそこに何か新しいも

のをつくる、あるいは統廃合するというような、効率性とか経費の問題とかいろいろな面で何か審議してくれる、そして新しいまちづくりができるんじやないかという期待を持って皆さん、見たり聞いたりしていると思うんですよね。そういう意味で、ここで協議しないならしないで結構ですが、そういう方向性を必ずきちっと残して、将来的には、あるいは今おっしゃられたように並行的にやるということを確約しないと、市民が判断するのが非常に難しいと思うのです。そこで、やはりメリット・デメリットというものを皆さん判断するわけですから、そういう方向性をきちっと示しての話にしないと、ここだけで終わらせてしまうのはちょっと私はまずいのではないかと思っています。そういう意味で今後事務局がどういう形で、例えば10回でそれが終わってしまうのか、あるいは8回目から入っていくのか、その辺の少しイントロのような議論をすべきだと私は考えております。

加藤会長

基本的には、この10回の協議の中で、特にこの合併につきましては、基本は両市の、2つの市の3千を超える事務事業をどのように突き合わせていくのか、当然、どのように突き合わせをするにせよ、2つの行政体を1つにすることで、ここでまず相当程度の行財政効果が生まれてきます。これが、合併にまつわる本体の議論だという風に思っていただいて結構です。それ以外に、ここで皆さんにご関心を持っていただけるような主要な公共施設ですか、そういう施設の統廃合というものがその上にプラスアルファの効果として乗つかつてくる。ただ、話題としては非常に話題になりやすいので、皆さん関心をお持ちだと思うんですけども、合併の効果そのものの本体についてはやはり、両市の事務事業の突き合わせが一番メインでございます。ただ、今奥津委員がおっしゃるように、非常に利用度の高い、皆さんが使ってきた施設のあり方については、当然関心がありますが、ただ、それぞれの施設については例えば小田原市は小田原市で、特定の施設の統廃合を議論する、これだけでも議会ですか地域ですか、その中でさまざまな議論が当然予想されます。そのことを一つ一つこの場で議論することはとても難しいので、ただ基本的には、どういう考え方でこの協議会としては施設の統廃合を臨むのかといった方向性は議論が必要だということで、先程お話ししたように、その方向性については、この協議会の中で議論しましょうと。ただ、具体のことについては先程申し上げたように、合併の議論が具体に進むという段階で、初めて具体的な上にの

ってきますので、そこで並行して作業を進めるということでお話をいたしました。従って、方向性の議論をしっかりとしていくということについては、今お話ししたとおり、確約といいますか、それはしていかなくてはならないことだと思いますので、させていただくということでお話を申し上げました。

奥津委員

くどいようですがけれども、例えば、学校の問題、教育の問題、福祉の問題、こういう部分は日常生活の中で非常に大きな実生活の中であるわけです。一方で、行政の中では手数料の問題とかいろいろあるわけですけれども、これは編入方式によれば、だいたい形が決まっちゃうわけですよ。ところがそこに視点があるのじゃなくて、10回で終わるならば8回9回くらいで、たとえば、学校問題どうしようかとか、教育問題、福祉問題どうしようかとか、そういうような次への橋渡しを作つて、それでこの会を終わるような形にしないと、ただ行政手続きだけで合併が終わってしまったというような、つまらないということはないのですが、そんなことは合併したら当たり前の話なので、それを市民の方たちは求めていないと思うんですね。特に、自治会というところで考えますと、自治会の問題どうなるのと。例えば、小田原市の自治会のあり方と南足柄市の自治会のあり方は少し違うわけですけれども、そういうところも含めて社会全体が変わっていくというような、新しい理想といったらおかしいですが、県西地区で求められる地域をつくっていく、新しいまちづくりをするようなことを、必ず最後の1、2回で方向性をきっちり決めてもらって、そこはやっていただきたいということが自治会の中での意見なわけで、ひとつその辺をきっちりやっていただきたいと思っております。

加藤会長

ありがとうございます。今、奥津委員がおっしゃった点は、個別の事業の中で、教育にしても福祉にしても、事業の形はすべて触れていきますので、そういう中で必要に応じて可能な限りの議論を重ねながら、当然最後、新市まちづくり計画というものにたどり着く中では、今おっしゃった学校にても福祉にても、主要なもののがり方というのは触れてくることには当然なりますので、できる限りそういう形でまとめるようになると思いますが、事務局何か補足がありますか。ないですか。

適宜、ご発言いただければと思います。お願ひいたします。

奥津委員

分かりました。よろしくお願ひいたします。

加藤会長

では、岡本委員、どうぞ。

岡本委員

南足柄市議会の岡本です。私ども市議会にも、特別委員会がございまして、先般、特別委員会の中で、こういった前回の協議会における会長の発言について、特別委員会の委員さんから意見がございました。その意見をまず申し上げますと、小田原市長は3月2日の代表質問の答弁で、任意協議会での公共施設の具体的な統廃合の議論はできない、検討の方向性は任意協議会でまとめていく旨を発言されました。これについて、我々の議会特別委員会では、主要な公共施設、例えば清掃工場、文化会館、体育センター等の施設については具体的な結論を出して、合併のために含めていくべきではないかという風な意見がございました。先程の加藤会長のお話ですが、やはり方向性は今回盛り込んでいくということはおっしゃっていただいたのですが、やはり合併を是とした場合に、協議会の中で、具体的な議論をしていくともおっしゃいました。この辺については、大きな、いわゆる主要な公共施設とか、まだつくられていないのですが、例えば、南足柄市で言えば道の駅の件とか、小田原市さんで言えばいわゆる市民ホールの件、そういった方向性というのはやはり当協議会の中で、元々単独の市で行っていく事業なので、それらを盛り込んでいくのかいかないのかというところを判断するのは非常に重要になると思います。なぜなら今回、合併の効果というところに、やはり市民に対して、メリット・デメリットを明確にして、判断を仰いでいくというような大前提がございますので、やはり統廃合につきましても、これからつくろうとする施設についても、やはり市民にとって重要なメリット・デメリット、例えば施設がなくなつてもデメリットになるなど、さまざまなことが考えられるので、やはりそこら辺を十分考慮した形の位置づけをとっていただきたいというのが、本市議会での意見でした。その辺について、会長どうお考えか、お願ひします。

加藤会長

先程奥津委員にお答えした内容と重複いたしますけれども、岡本委員が例示されました、施設あるいは事業、いずれも非常に問題、過去の経緯も含めてさまざまな論点がある中で、それぞれの市町においてもきちんとした事業の位置づけができるとなつたりするも

のもございますので、そもそもそれぞれの市の方での取扱いの議論のただ中にあると承知をしています。それについて、この協議会の中で、すべてを共有した上で一つ一つの事業のあり方を決着させるには物理的に不可能でありますし、そもそもそういう場ではないという風に思っております。ただ、合併をしていくということの中で、それぞれの事業にどういう考え方で臨んでいくのかということについては、この協議会として、やはり方向性を示していくべきであるということで先程申し上げました。したがってその具体的な取扱いの具体については、この場でおそらく議論をまとめることは難しいと思いますが、考え方の方向性については基本的なものを皆様と共有する、これは協議会の役割りではないかなと思いますので、先程お話をしたとおりでございます。

岡本委員

そうなりますと、先程の会長のご発言の中の、合併を是とした場合は協議会の中で具体を議論していくと、その具体というのはどの程度までの具体性を持ったものなのか、当然、法定協議会で議論していくのか、その辺のまとめの方向についてはどういった形になるのか教えてください。

早川副事務局長

今年度、任意協議会の中におきまして、先程会長がお話をさせていただきましたとおり、公共施設の現況ですか、類似市の状況把握ですか、また、今後の検討の方向性に対する考察、これをまとめていくというお話がございましたけれども、その中で、先程会長が申し上げましたが、この協議会の中におきましては、公共施設の現況課題、稼働状況、立地の利便性、老朽化の度合いですか、維持管理コスト等々、こういったところを検討していくこと。その検討に関する考察までは、この任意協議会の中でまとめていくことでございましたけれども、その後につきまして、これはすべての議論を合併後に先送りということではなくて、今後想定されるスケジュールとしましては、29年度の末までにはその合併ということに対する市民意向の把握というものが何らかの形でなされて、30年度には法定協議会といったことも想定されるわけですけれども、その中で法定協議会を通じて、合併を是とする判断がなされれば、その時点でこの公共施設の再編にかかる検討組織を両市の間で共同で設置してはどうかということは考えているところでございます。こちらにつきましては、基本的には法定協議会と同等というような形の委員構成になろうかと思いますけれども、そういった中で

個別具体的の施設がどうあるべきか、これについては議論を深めて、その中で合併後に短期的に統廃合できるもの、また、中長期的に取り組むべきもの、そういったものを整理していく中で、計画的に進めていけるように、一定の方向性を決めていこうと、そういったことを今想定しているところでございます。

加藤会長

ありがとうございます。それでは、この公共施設に関する議論の取扱いについてはそういった形で進めさせていただきますので、事業が協議の俎上に出てきた場合に、ぜひいろいろなご意見は賜りながら、はい、鈴木委員がご意見ございました。失礼いたしました。

鈴木委員

小田原箱根商工会議所の鈴木でございます。確認なのですが、この任意協議会の8月までの役割りというのは、新市まちづくり計画の案をつくるということですね。そうしますと、今お話をあたのように、公共施設に関しては、8月までではそれぞれ個別のことについては結論が出ないということでありますので、新市まちづくり計画の中の記載としては、こういうそれぞれの施設については今回のまちづくり計画の中ではまだ結論は出でないと、そんなような形でまとめられるのでしょうか。それを基にして、市民の方にそれを説いて、市民の意向を聞くというそういうプロセスですね。それで仮に合併よからうとなつた時には、協議会が発足して、その中で一つ一つの具体的の施設についてどうするのかということが議論される、そういう風に私は理解したのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

早川副事務局長

ただ今鈴木委員からお尋ねいただきました、新市まちづくり計画の中での位置づけといったお話でございますが、8月までにまとめようとしております新市まちづくり計画の中で、公共施設の取扱いについてという章立てをしようとは考えております。その中で、先程申しましたような、全体としての再編、統廃合に向けた考え方、方向性、こういった記述をしていこうと考えているところでございますけれども、その中で個別具体的の施設名を列記してということまでは考えてはございません。8月までの協議の中では、両市の現在の施設の状況等の情報は共有した上で、議論はさせていただこうとは考えておりますけれども、まちづくり計画の中には個別具体的の記述はしていかないと、そういった想定でございます。

鈴木委員

私も委員として参画させていただいて、具体的な作業をしなければならない立場として申し上げると、方向性云々がよく分からないんですね。方向性を決めろと言われた時に、私はにわかにどういうことを決めればいいのか分からないので、その個別の施設は出しません、でも全体の方向性を盛り込みます、とおっしゃるんだけど、私たちは何をここまで議論したらいいのかなというところが見えないので、方向性というのは何を指しているのか、もう少し具体にお出ししていただけますでしょうか。

早川副事務局長

この公共施設の再編をどう考えていくかといった時に、かなり多くの視点があるかと思います。設置された経緯、目的から始まりまして、現在の両市の施設のスペックの問題ですね。老朽化の問題、利用状況の問題、それから、どういったところをもって重複するところですかね。それから、重複することが果たして是なのか非なのかというところもありますけれども、そういったことも含めて、もっとも市民の利便性を担保しつつ、コストも抑制できる、そういうあり方についていくつかの視点があると思いますので、その視点をどう定めていくかといったことを方向性としてまとめていきたいと考えております。

鈴木委員

理解力がないのかもしれません、おっしゃるのは要するに検討する項目をきちんと立てるということですか。その利用状況なり、耐用年数だとか、そういうことをきちんと全部、こういう項目についての公共施設を検討する、その項目を決めるということですか、その方向性を決めるということは。

早川副事務局長

今ご説明いたしましたとおりで、いくつかの検討のための視点といったものを挙げまして、その視点に対してどう取り組んでいくべきか、これをまとめていきたいということでございまして、それプラス、先程申しましたけれども、この任意協議が終わった後に、どういったスキームでこれをまた具現化していくか、そういった流れについても含めて記述していくといった考え方でございます。

鈴木委員

分かりました。ありがとうございました。

加藤会長

はい、今村委員、どうぞ。

今村委員

小田原市議会の今村でございます。今、さまざまな意見を伺っていて、今回この資料を見ていても感じたんですけど、私たちがこの協議会に参加していて、終わった後に語れるもの、イメージが湧くもの、こういうまとめ方になっていないのが一番の原因だと思うんですよ。今日の、例えば各特別職の身分の報酬についても、報酬の羅列で、調整するところなりますよという、こういうものしか出てこない。先程奥津委員がおっしゃったのは、これで持つて帰った時に、しゃべれるものを持って帰らせてよというのが一番だと思うんですよ。一番やっぱり話しやすいのが、公共施設こうなっていくよとか、そういう話は具体的に話しやすいもので、こういった話が出てくるのだと思うんですね。だから、この協議会の結果を例えば私たちが議会の方に説明しようとした時に、資料の説明はできますけども、例えばこの結果、南足柄市の事業がこのくらい減って、小田原市もこのくらい事業が減って、こうなるんだというまとめがないじゃないですか。ただ、羅列してあるだけで、私たちが持つて帰れるものがないんですよ。だから何を協議したらいいなんていう話も出てくるし、そういうところでこの作り込を、さすがにもう5回目6回目になっているわけですから、ちょっと考えられないと、最終形でやっぱり見えてこないと、最初の議論の形というか、まとめの形を私たちがイメージできないと、せっかくこういう場があつても意見交換になっていかないと思うんですね。例えば公共施設の話がありましたけど、小田原市は今回予算がとおりましたから、来年度から公共施設の再編の計画を2年間かけてやっていくという具体的な計画がありますよね。南足柄市さんはどうなの、こういう計画がある、それでは両方ができたところでこれを突き合わせると、その視点はこういうものなんだというまとめ方をこの協議会でやりますということであれば、すごく整理されるのではないかね。一つ一つがアバウトに説明されると、私たちが持つて帰つて話せる内容がないというのが、一番今いろんな意見が出ている課題の中心なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長

ありがとうございます。現在は、三千数百に亘る事務事業の突き合わせをやっておりますので、どうしても帳票上のこういう形をとらざるを得ないのでですが、当然それを新市まちづくり計画にまとめ

ていく段階では、当然見て分かるもの、結果としてどういう形になつていくかという市の姿が分かるもの、こういうまとめ方をいかなければなりませんので、現状、まだ議論できていないところもありますので、どうしても個別の帳票ベースの話になってしまって、非常に分かりにくいという点はおっしゃるとおりだと思いますが、それをまとめていく作業の中で、今、今村委員や鈴木委員がおっしゃったような形の議論に進めていくようなまとめ方をしていかなければなりませんし、皆さんのが帰られたときに、これどうするんだよとなった時に、大体こういう方向に考えていくよと、あるいは調整の数字があるものは、これぐらいの数字になるよというものがはつきり示せるものは当然まとめていくことになりますので、現段階ではまとめ方の内容について、具体のことをお示しできないのは申し訳ないのですが、当然そういう方向でさまざまな検討作業の整理はしていきたいと思います。

はい、森住委員、お願ひいたします。

森住委員

この協議会の進め方につきましていろいろなご意見が出ておりますが、私も同様な考え方を持っておりまして、施設の統廃合につきまして非常に大きな関心事の一つでもあるわけなんですが、それについてはどのような視点でこれから検討していくかは別にして、いずれにしてもその方向性だけは示されるようにしていきましょうと、こういう風にお約束いただいたわけです。もう一つ、今進めている事務作業の統廃合、それから都市内分権についてどうしていくのか、そういったものがそれぞれ個々、約3,500項目の中で個別にこのように議論していく、これは当然必要なことだと思うんです。しかし、個別の中でそのメリット・デメリットも当然議論しながらその場で方向性を出していくわけなんですが、それらを一度振り返って、都市内分権なりこの事務作業の方向性について一旦まとまった時点で、それらをもう一度全体を振り返って見たときに、行政の市民サービスに対して、市民への影響がどのように出てくるんだろうかという全体像ですね、振り返りを行って、合併後の姿はこういう風になっていくんだろうというような姿を振り返るような場を持っていただきたいなというのが、私の要望なのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

皆さんのアウトプットに対する期待のイメージが下がるかもしれません、当然私たちもそういうことが提示できなければ、結局、両市民に対して、合併するしないの判断ができるないと思いますので、できる限り分かりやすいように、また性質ごとに少し束ねたりしながら、こういう形になりますということを提示できる方向で、整理をしていきたいと思いますが、事務局から補足があれば。

早川副事務局長

今、会長が申した通りでございまして、今は個別の事務事業の調整を中心に議論していただいているが、具体的には第7回以降のところで新市まちづくり計画ですとか、またその全体の事務事業のサービス水準ですとか負担、メリット・デメリット、それからコストの削減効果と、そういったものも全部まとまるのは7回目以降ということになりますので、その中で合併する場合はどのようになるのかという全体像が見えてくるというところで、そこから7・8・9回その辺りで議論を深めていただければと考えているところでございます。

森住委員

分かりました。よろしくお願ひします。

加藤会長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。いずれにしても皆様方の関心が高いテーマですし、具体的なまとめ方、結論の出し方については非常に重要でありますので、当然そういったことも我々は視野に入れながら、個別の議論をしていきますが、まとめる段階においては、今いただいたようなご意見を十分踏まえた、分かりやすい形でまとめていくように尽くして参りたいと思いますので、お願ひいたします。

それでは、公共施設に関する議論の取扱いについてはそのような形で皆さんの思いも踏まえて、進めていくということでご承知をいただきたいと思います。

では、改めまして本日の協議に入ってまいりたいと思います。まず、「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて②＜継続＞」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

それでは、「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」をご説明させていただきます。

お手元の資料「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについ

て」をご覧ください。

協議第19号につきましては、こちらの協議書に記載のとおりの総括的な調整方針を踏まえ、前回の第4回会議におきまして常勤特別職及び行政委員会の委員についてご協議いただいたところでございます。本日は、附属機関委員及び消防団員に係る調整方針についてお諮りするものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

特別職のうち、附属機関委員及び消防団員について、現況と合併後の取扱いの案をまとめたものでございます。附属機関委員につきましては、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」、また「新たな事務処理方式等を適用するもの」、さらに「廃止するもの」といった調整方針ごとにまとめております。

それでは、主なものについて説明をさせていただきます。

多くの附属機関につきましては、現在の小田原市の定員数及び報酬額が適当であるとして、「小田原市の事務処理方式を適用する」といった整理をしてございます。その中で一つの例として5ページをご覧いただきたいと存じますが、5ページ最上段の「小田原市介護認定審査会委員」につきましては、現在、小田原市が単独で、南足柄市は一部事務組合によって実施しているのですが、合併後は小田原市の介護認定審査会の体制で、増加する南足柄市分の審査件数に対応ができると見込まれることから、小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

次に、7ページをご覧ください。「新たな事務処理方式等を適用するもの」と整理したもののうち、2段目の「南足柄市指定管理者評価委員会委員」につきましては、指定管理者の適正管理にあたって委員会による効果検証を行っている南足柄市の方式が適当であるといった考え方から、合併後の市においても委員会を存続させることとしておりますが、報酬については、他の附属機関とのバランスを考慮して調整するとしているものでございます。

次に、その一つ下の「小田原市情報公開審査会委員、南足柄市情報公開・個人情報保護審査会委員」と、その下の「小田原市個人情報保護審査会委員等」についてですが、小田原市では情報公開と個人情報保護に係る審査会がありまして、別々に委員が委嘱されておりますが、南足柄市では両者が一体的に運用されているところでございます。合併後の市におきましては、現在の南足柄市と同様に一本化して委員を委嘱するといった調整をしてございます。

次に、7ページの一番下の「障害支援区分認定審査会委員」につ

いては、小田原市が足柄下郡の3町と、南足柄市が足柄上郡5町と、それぞれ審査会を共同で設置してございますが、合併後の市におきましては、これを一つにまとめて県西地域全体を対象とするものにするといった調整をしてございます。

次に、8ページの最上段の「小田原市地域医療審議会委員」については、会議の開催状況や県内の類似団体の状況を踏まえ、合併後の市においては定員数を見直すこととしてございます。

その下の「広域二次病院群輪番制診療事故対策委員会委員」、「小田原市休日・夜間急患診療事故対策委員会委員」及び「予防接種健康被害調査委員会委員」の3件につきまして、会議の開催状況や県内の類似団体の状況を踏まえて、合併後の市におきましては、委員の報酬を見直すこととしてございます。

次に、9ページをご覧ください。9ページは「廃止するもの」として整理したものでございますが、ここでは、諮問された事項の審議を平成32年度までに終了する見込みであることなどから、廃止することと整理しているものでございます。

以上の附属機関委員につきまして、現況と合併後の定員をそれぞれ集計いたしますと、現況としましては、小田原市の定員の合計が987名、南足柄市の定員の合計は504名で、両市の定員の合計は1,491名ですが、合併後は1,001名で490名の減と想定されております。なお、今申しました中で、定員を規定していないものにつきましては、現在の人数によって算出しております。

次に、最終の10ページをご覧ください。「消防団員」についてでございます。消防団員の定員は、現況におきましては、小田原市が752名、南足柄市が252名となっており、両市の定員の合計は1,004名であります。合併により、合併の日の前日をもって南足柄市の消防団員は失職するといったことになりますが、調整方針としまして、南足柄市の消防団員の身分を合併後の市に引き継ぐこととしているため、合併後の定員は1,004名としております。また、両市において消防団員に係る報酬及び手当の水準に差異がありますことから、報酬及び手当に係る調整方針につきましては、国の水準や神奈川県の実情を勘案しまして、また小田原市の基準も考慮して合併前までに定めること、さらに、合併後3年間において経過措置を講ずることとしまして、その経過措置の内容につきましても、合併前までに定めることとしてございます。

資料の説明は以上でございますが、ここに示します附属機関委員と消防団員以外のその他の特別職職員、例えば消費生活相談員や児

童相談員、青少年育成推進員など、こういった特別職職員の身分の取扱いにつきまして、次回の第6回会議でお諮りする予定でございます。

以上をもちまして「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」の内、附属機関委員及び消防団員の取扱いについて説明がありました。ご意見、ご質問等ござりますでしょうか。

岡本委員、どうぞ。

岡本委員

まず7ページの「新たな事務処理方式等を適用するもの」の2番目に、「南足柄市指定管理者評価委員会委員」についてございますが、これ、現行1回あたり7,500円、これが小田原市にない事務なんですけれども、これを引き続きしていく、その上で、報酬が委員長10,800円、委員10,000円という風な形でございます。同様のケースが、裏面8ページの「農業委員会委員候補者選定委員会委員」についても、これは小田原の事務方式に合わすような形なんですが、こういった金額になってます。それに対し、小田原市にない事業で南足柄市にある部分の「南足柄市林業協議会委員」から「南足柄市横溝千鶴子教育表彰選考委員会委員」の報酬については、報酬は現行のそのまま7,500円ということで、ちょっと整合性という部分で理由が分からないんですけども、その点をお教えいただきたいと思います。

次に2点目ですが、10ページの消防団員の件なんですけれども、いわゆる行政の審議会委員とかこういった方々は失職になるとかそういう取扱いの説明がなかったんですが、消防団のところについては南足柄市の消防団員は一度失職になるという風に事務局の方から説明があって、それでその身分を引き継ぐというような形のことを言っておられて、その経過措置等をしいていくという説明があったんですが、その、何ゆえに失職という形になるのか、その辺の説明をお願いします。

加藤会長

岡本委員から大きく2点ですね。事務局あるいは担当部会からお願いします。

早川副事務局長

まず、報酬の額に関する部分ですが、各部会の検討の中におきまして、その職務の内容ですとか、あるいはその拘束時間といったこと等も含めまして、またその他の報償と言いますか、内容の近しいような審議会との比較もした中で、適正と思われる額での調整をした結果としてこのようになってございます。これにつきましては、統一的な調整ということはしてございませんけれども、各部会の中で適正と思われる額、これを調整した結果ということでご理解いただきたいと存じます。

村田事務局員

消防団に関しましては、消防団員の方は特別職職員でございますので、そういう意味では、合併の方式を編入と想定している関係上、任命元と言いますが、母体の方の法人格が一旦消滅いたしますので、ここは手続き上は、再度任用することになります。ただ、実態としてはそのまま引き続きその職に就いていただくことになりますけれども、手続き上はそのような形になるという意味での説明でございます。

岡本委員

2点目は結構です。1点目については、時間とか職務の内容とかそういう風なご説明があったのですが、これだけ数多くの審議会等、会議が行われて、7,500円そのまま維持ということの方がかえって少ないような気もするんですが、その辺が説明に理解しづらい部分があるのですが。逆に、これを10,000円に上げた場合の議論はなされたのかどうか、それをなぜこのまま現状維持とするのかとか、そういった意味での説明というのは可能でしょうか。

早川副事務局長

これは、先程と同じお答えになってしまいますが、当然、小田原市と南足柄市とで、一般的とされる額が10,000円前後と、7,500円と横並びでそれぞれこれまで運用されてきたところでございまして、その中で当然どちらの水準が適當か、またあるいは別の水準が適當かということ、これはそれぞれの中で議論・検討を重ねてきたところでございます。その中で、コストの縮減といったことも観点に置きながら、ただその職務の内容からして、これは例えば今の南足柄市の7,500円の水準は他の審議会に比べて安いのではないか、そういったことも含めて議論した結果として、こういった結果になってございます。

加藤会長	その他いかがでしょうか。加藤委員、お願いします。
加藤仁司委員	小田原市議会の加藤です。先程、この附属機関に関わる削減の効果で、定員について平成32年度にはマイナス490名という説明がありました。この部分で、マイナス490名になるということで、今までかかっていた経費がどれだけの減額になるのか、その経費についての試算はされているのかどうか伺います。
村田事務局員	先程、人数の部分をお示しして、その分の金額はというご質問なのですが、先程具体に人数を挙げた分だけという、手元に数字がございませんので申し訳ないのですが、ただこれまで、2回に亘りまして特別職職員の身分の取扱いにつきましてはご議論をいたしました。本日ご提案をさせていただいている内容でご承認いただけたということを仮定いたしますと、これまでの累計の数字は手元にございますので、そちらの方で説明をさせていただきたいと思いますが、特別職職員の身分の取扱いにかかる、今回を含めた2回の財政効果額につきましては、概ね3,200万程度の効果額が現時点において出ているという状況でございます。今回のものだけの数字でなくて申し訳ないのですが。
加藤仁司委員	2回合わせてという数字の方は分かりました。先程来、今村委員等言われていましたけれども、やはり一つの結果、これをいろいろな場面で知らせたい、そういうときに、こういった議論はしているけれども、今累計額が出ましたが、やはりこういった数字が出てくることによって、いろいろ説明はしやすくなると思います。ですから、本来第1回目のときも、その1回目のときの部分での試算はどれくらいの減になるか、今回はどのくらいになるか、といったものをまとめて累計がどうなったかということで、次回のときに示されるものなのかもしれません、といった資料の添付を元々の配付のときにされた方がよろしいのではないかなと思います。次回、といった、それぞれの数字の羅列ではなく、まとめた形の資料の作り方に工夫をお願いしたいと思います。
加藤会長	ご意見ありがとうございます。これはおそらく、いずれにしても最終的にはすべての協議が数字の形で落とし込まれますけれども、協議の段階においても、議論の束ごとにそういった数字が出せれば、

先程の定員が約3分の1減ずるということだけでも、非常に効果の把握はしやすいですので、できる限りそういう形で資料が作れるよう、それは事務局、よろしいですかね。

ありがとうございます。その他、では大村委員どうぞ。

大村委員

8ページ目の上から2・3・4項目ですが、この報酬額が随分値切ってるみたいですね。他のところから見比べると、ここ3項目だけ半額以下になっているこの理由をお尋ねします。それから参考に、対象者がお医者さんではなかろうかと思いますが、どういった方々か教えてください。

福祉・医療部会

福祉・医療部会からお答えいたします。今ご指摘がございました、それぞれの事故の調査委員会には委員の中に医療職等も入ってございます。金額等につきましては、一般的な医療職等の他市の状況等も加味しながら整理をさせていただいておりますので、今、手元に細かい資料がございませんから、詳細はお答えできませんが、そのような整理をさせていただいている以上です。

大村委員

詳しい資料を持っていらっしゃらないようですが、2点確認します。5ページの一番上には、医師・歯科医師となると金額は28,000円となっているんですね。そうなりますと、先程お答えいただいた相場のようなお答えだったと記憶しているのですが、ここと乖離してるんですけど、資料があればお答えいただきたいです。それから、大事なことだと思うのですが、2点目が、これを請け負う医師会の方と話し合った上の、この合併後の報酬額なのか、確認したいです。

福祉・医療部会

福祉・医療部会からお答えさせていただきます。介護認定審査会委員のところの部分かと思うのですが、こちらの部分については、現状の数字で小田原市だけは附属機関として任命してございますが、南足柄市さんの場合は一部事務組合方式ということで、直接の報酬は出ておりません。したがいまして、小田原市のやり方といいますか、直営方式でやった場合、この金額で今のところは調整といいますか、整理をしております。ただ、この金額を決めるにあたつて、例えば関係者であります直接の医師会さんでありますとか、そういうところの各委員さんとの調整はまだしておりません。

大村委員	5ページ目のところの説明だったと思うのですが、また戻って8ページのところの3項目は、ここも30,000円から12,000円もしくは13,000円という調整で、この辺の内容も医師会と相談していないんでしょうか。
福祉・医療部会	医師会等との直接的なやり取りはしてございません。
早川副事務局長	事務局から失礼します。今、医師会との調整というお話がございましたが、こちらに入っていますすべての項目について、関係する委員さんですとか団体さん、こちらとの調整はしていないという、現在内部での調整の結果ということでご理解いただきたいと思います。
加藤会長	その他いかがでしょうか。今村委員、どうぞ。
今村委員	すみません、今の続きみたいな議論なんですが、これを見ますと、大体、事業の内容でどっちの方式を取るとか決められたと思うのですが、一つだけ今、大村委員からの質疑を聞いていて、突出していると言えば委員の費用の一番金額が大きくなるのがお医者さんだと思うんですよ。例えば、7ページの2段目は医師が21,000円になってるんですね。先程の5ページの介護保険の関係は、28,000円、さっき大村委員が言っていた8ページだと12,000円から13,000円。これは調整していくなくてもいいんですよ。調整するしないじゃなくて、この事業の突き合わせで、どういった判断でこの金額を決められたのか、この説明をいただかないと、同じ医療職でこれだけ金額が違ってくるというのは、例えば審議時間が短いとか、そういう判断基準があったはずなんですね。そこをちょっと説明していただかないと、これだけ差が出るというのは。一番分かりやすいところで質問してるんですけど、その辺についてもう具体的に説明していただけませんか。
福祉・医療部会	福祉・医療部会からお答えいたします。現実問題として、先程来の話のとおり、細かい調整というのはやっておりません。そういう中で、シミュレーションということで、仮にこうなったらどうするのかという前提の中で、小田原方式を取ったときに基準はこうなるといった、まずは大きな捉え方をさせていただいております。先程

来、金額の違いが委員さんによって違うのではないかというお話は、おそらくこれは公共施設の話と同じですけれども、その時々の歴史的の背景等もあったと思いますし、予算状況のこともあったと思います。そういうことで、現行こういう金額になっているということを、シミュレーションとして、こういう数字を挙げさせていただいているということでございます。

今村委員

シミュレーションのシミュレーションみたいな感じなんだけれど、ただ一つこういう事業の突き合わせをしたときに、やはり一貫した基本的に持つ考え方必要だと思うんですよ。介護認定審議会では相当お医者さんの負担が大きいので、私はこの金額では少ないのでないかと思っているところが正直あったりして、ですからその内容によって違うというのは理解できるんですよ。ただ、その内容によって違うという説明がちっとも出てこないので、そのところでなんでこんなに金額が違うのという、歴史的背景があるということだったんだけど、歴史的背景では私たち説明できないですね。せっかく事業を突き合わせるんであれば、一つ基本的にこういう考え方でいこうというものがあって然るべきだと思うんですね。そこを確認したいのです。

早川副事務局長

報酬につきまして、それぞれの部会の方からもありましたとおり、経緯の中で決まってきた部分も多々あります、その中でも、特に今、医師の部分については、これは医師としても専門職としても当然医療の専門職として、当然報酬として社会的通念等からそういうことも含めて、高い単価があつたりとかそういうところもあるんですけれども、基本的にはそれぞれの職務の内容ですとか専門性、拘束時間等を考慮した中で、こういった報酬の単価が継続されてきているというところで、それをこの一律に一つの考え方でまとめていくのはなかなか難しいものがあるというところの中で、基本的には今現在までの報酬といったものが決まってきた経緯も含めて、また、他の類似する審議会、性質を同一とする審議会との比較の中で、そういうものを踏まえた中での調整ということで、これはすべて一律でというのは難しいですけれども、一つの拠り所としては、これまで採用してきた単価、これを大きな拠り所としていかざるえない、こういった状況でございます。

今村委員

大枠の考え方は分かるんです。今の分かったような分からないような説明でしたが、要は、今までのを基本にして、今回合わせたんだよと、だから逆に言えばこれから先、2市が例えば一緒になったことによって、こういった考え方をしていくんだよというところまでいっていないという理解でいいんですかね。それと、もう一つ全体に言えるのは、さっき加藤委員もおっしゃっていましたが、例えば審議会についても回数とか、実際にどのくらい年間行うとか分からぬんですね、これだと。それで今、事務局の説明を聞いていると、回数が少ないときも多いときも同じ単価でいいのという疑問も出てきますよね、単純に。その辺の、報酬という一つの決め方をしていく中で、今回とりあえず、歴史等を踏まえて現状でこう合わせたけれども、将来的にはこの辺の検討していくのかしていかないのか、この辺の答えだけはいただきたいと思います。

加藤会長

今回は正直、それぞれの委員会を所掌する両市の部局の職員の方で、当該する事業の突き合わせの仕方としてはこういうことではないかということで出てきたものが今日並んでいるというところでございます。今村委員がおっしゃるような、あるいは本来そうあるべきであるところができていないのは、例えば医師が委員の場合の、標準的な報酬の考え方、こういったものを横に並べて、その横の整合性をとっていくという作業までは今回できておりません。したがって、今村委員がおっしゃるように、今後同種の、あるいはよく似たような形の性質の審議会の中で、そういった経過の中で違いがある場合には当然のことながら行財政改革の効果も含めながら、数字の見直しをかけていく、こういったものも当然必要になってくると思います。今回は、あくまでその個々の事業の突合した中で、突き合わせ方としてはこちらの方に数字を合わせていくということを今回一覧として示しているところでございますので、今後の作業に向けては、具体的な課題はまだたくさんあるという風に認識しております。ただいざれにしても今後は、そういう形でやっていくべきものであろうと思っております。

星崎委員、どうぞ。

星崎雅司委員

2つございます。1つは、定員が2つあって、どちらかというと小田原市さんの方の定員に合わせますよと。例えば小田原市の定員が10人、南足柄市が7人で、それを統合して10人というイメージは分かりますが、具体的なやり方として、南足柄市の7人が失職

してしまう。そのときに、現実的にAさんBさんの話なんですが、この新しい10人の方というのは小田原市の委員がそのままいて、南足柄市の委員はそこで失職で、今後ないですよと、そういうイメージになるのでしょうか。そこを1点お聞きしたい。それから、説明があった中で、1市5町で組合をつくられていて、それでこちらに入りますよというお話がありましたけれども、その部分はちょっと別格で、他の市町村にも影響がある話ですので、別枠で議論をしていかないとまずいのではないかと思います、これは要望です。

早川副事務局長

まずは1点目の、定員が減る場合の、失職することについてですが、これについては協議第19号の1枚目の頭紙のところをご覧いただきたいのですが、一番下の枠の中に調整理由の欄がございまして、ここで調整理由の一つ目として南足柄市の特別職職員は失職するとありますが、その次のところで、合併後の市政を円滑かつ一体的に運営するためには、市域全体の状況を適切に把握できるよう特別職職員を任用することが適当である、と書いております。これにつきましては、今おっしゃったような、小田原市の現在の委員がそのまま全員在任ということを確定するという意味ではないということをここでは書いておりまして、合併の前後の改選の時期ですか、またその合併後速やかにとか、そういった適当な時期に両市域から、両市域をよく理解されている委員によって、全体を構成されるように編成を考えていくと、そういったことを原則としているところでございます。それから2点目の、他町との関係のあるものについてですが、当然まだ他町との調整はしてございませんけれども、まずこの2市としての基本的な考え方、これから他町との調整をしていく上での基本的な考え方をまとめるという意味での、現在のとりまとめということで、ご理解いただきたいと存じます。

星崎雅司委員

原則は分かるんですけども、具体的なイメージをもう少し出していかないと、南足柄市の委員が全員いなくなってしまうというイメージに捉えられるのは得策ではないというか、議論が正しい方向へいかないのではないかと。逆に、小さいところの市の事情が分かる委員さんを積極的に入れて、やはり任期の問題もあるかもしれませんのが、この辺の時点で、こういう格好で入れ込んで全体を10人で収めますよというような方向をちゃんと打ち出さないと、今の議論をしているものが、非常に変な風に捉えられてしまうのではない

いかなと思います。2点目については、2市だけの問題ではありませんので、積極的に他町の皆さんと打ち合わせをしてほしいなと思います。

早川副事務局長

今まさに、星崎委員がおっしゃった趣旨での、先ほどの調整方針、調整理由でございましたけれども、今後これら全体を取りまとめていく中で、表現の仕方を工夫してまいりたいと考えます。

加藤会長

池田委員、どうぞ。

池田委員

10ページの消防団員のところで質問させていただきます。消防団の報酬の額は相当に開きがあり、違っています。これはおそらく、火災時の業務範囲の差だとか、日常点検の業務のきつさとか量とか、そういうしたものに起因しているのではないかと思っております。単純な額の差を3年間の経過措置で縮めていくというように読み取れるのですが、それぞれ両市の消防団の業務だとかその仕事の範囲だとか、そういうものの見直しとか統一が必要ではないかと考えますが、分科会、幹事会ではどのような意見が出ていたのかをお聞かせください。

防災・消防部会

防災・消防部会からお答えいたします。委員おっしゃいますとおり、分科会におきましては、両市からそれぞれの消防団の活動の状況等を見まして、双方とも、相当文化がございますので、常備消防がなかったときからのものとか、そういう活動の状況がございまして、それらをいろいろ審議した結果、現在、消防も広域化になりまして、比較的常備消防が入りやすくなっていると、そういう状況の中で、ただそれでもなおかつ、両市とも消防団の活動のあり方が一つずつ違いました。その中で、どうやって統合したときに見ていくかということで、現在広域消防の中で活動に必要な消防団のあり方というのを含めまして、双方の金額的なものにつきましては、小田原市の場合はある一定の国の基準から少し低い状況、南足柄市さんは、地域の特性、これは自分たちで決められますので、地域の関わりの中でこの金額になっていたんですけども、同じ状況の中で一つになるのであれば、ある一定の基準について、双方が歩み寄ってやっていこうということで、部会といたしましては国の基準等を参考にしながら、あるいは県内の他の市の状況を参考にしなが

ら、それに近づけていこうという結果になったものでございます。

池田委員

一つ、国の事情があるということなんすけれども、実際、業務の内容の危険度とか、そういった部分も考えてこの値段ではいやだとか、そういったようなことも考えていますんですけども、どちらの方向に近づけようとしていらっしゃるんでしょうか。

防災・消防部会

両市お互いにそれぞれ特徴がありまして、どちらかに近づけるという案もございました。小田原市に全部合わせようという案も協議いたしましたが、結果といたしまして、消防団員の方々もそうですし地域の方々に説明するにもあたりまして、ある程度基準となる国の基準というのを示させていただきまして、例えば団長の報酬ですけれども、小田原市の場合は77,200円、南足柄市は184,600円ということで大きな開きがあるんですけども、これはもう歩み寄りしかございませんので、一つの基本的な参考の事例といったしまして、国の基準に水準を近づけていくような方向性で、合併前までに調整をしていきたいという風に考えております。

加藤会長

その他いかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

小野委員

小田原市社会福祉協議会の小野でございます。資料の1ページから9ページまでは附属機関ということで、それぞれの委員なり委員会というのは、おそらくそれぞれの市の条例で設置されているものだという風に受け止めております。その中で、資料の9ページに廃止するものがありますけど、11の委員・委員会がありますが、これも当然条例で設置されているということの確認と、それでその調整案の中に特別職を廃止するということで、条例設置のものも廃止すれば、条例に基づく委員は特別職ですので、その中では特別職を廃止することになるかと思うのですが、この11の中には役割の終わったものもありますので、これは当然廃止でよろしいかと思うんですが、例えば真ん中辺りの市民会館の運営委員会とか、丸太の森運営協議会委員とかこれらのものも廃止してしまって、以後、例えば、条例上廃止しますけど、その後両方で設置して、特別職ではない委員会なり協議会というものが設置されて、引き続きこういう役割を果たすものをつくっていくのかどうか、まったくゼロにな

	つてしまうのか、その辺のところの確認をしたいと思います。
文化部会	ただ今のご質問ですが、例に出ましたので、市民会館運営委員、あるいは南足柄市文化会館運営審議会につきまして、文化部会からお答えいたします。こちらにあります、市民会館運営委員会につきましては、制度上は設置されているわけでございますが、今現在休眠中でございまして、実際に運用してございません。また、南足柄市の方は、平成28年6月30日に任期が満了しておりまして、現在こちらの方も運用されていない状況でございます。今後もこちらの方につきましては、現状、これから設置する予定はないということでございまして、この機会にと言いますか、この協議がなくても廃止するというものでございます。
経済部会	経済部会からお答えいたします。南足柄市の丸太の森運営協議会につきましては、他の林業関係の審議会等ございますので、そちらの方で合わせて議論をしていきたいということで、今回、廃止ということにさせていただいております。
小野委員	そういう意味では、ここに11ある委員なり委員会は、一応役割が終わっていると、あるいは他で代替できるということで廃止するということで、特別職を廃止するということではなく、委員なり委員会を廃止するという受け止めでよろしいわけですね。ということであれば、それで分かりました。
早川副事務局長	小野委員のお見込みのとおりでございます。特別職を廃止するというより、基本的にはその委員会そのものを廃止するということでございます。
小野委員	ありがとうございました。
加藤会長	それでは、ご意見、ご質問等も尽きたようでございますので、「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて②＜継続＞」の内、附属機関委員及び消防団員の取扱いについてでございますが、先程今後の検討ですとか、作業の仕方等についていろいろとご意見賜りましたが、これはこれで当然今後に向けてのご意見として受け止めさせていただきますが、今日ご提案させていただいた内容につきましては、原案のとおり、ご承認ということでよろ

しいでしょうか。

加藤洋一委員

会長、ちょっとご意見だけいいですか。採決について、先程会長の方から単価、横との並列的な比較はしていないと。それぞれの部局の方で、ここの委員さんの単価、報酬額を決めていると。それで、横の調整はしていないということで、これは会長がお答えになられて、それ以外に他の委員さんからもそれぞれの団体との調整もしていない、あと近隣の町、影響を与える町とも調整していない中で、団体についてはこれだけの数があるので、今から調整していたらもう果てしない時間がかかるてしまうかもしれないですが、最低限は、町とぐらいは調整した上で、これを持ち帰りというか、保留にするとかそういうことではないのですが、それを差し置いてでも、今回ここでこれをこのまま、この原案のとおりに承認してくれという、そういう理解でいいですか。

加藤会長

そのとおりです、各原局の方で突き合わせをした結果として、こういう案はどうだろうかということで、上がってきたものを今日皆さんにお示しして、新市まちづくり計画のベースになる事務事業の突合の仕方としては、こういう形で案としてはどうでしょうかということをご提示をしているものでございます。当然先程、何人かの委員さんからご発言ありましたように、各団体や周辺の自治体等との確認作業、実際に実現する段階では、当然そういったことができますけれども、この協議の段階では、事務事業の突合の形としてこういう案でどうでしょうかということを事務方で調整したものが、今日皆さんにお示しした案でございます。

よろしいでしょうか。今、加藤委員の発言が入りましたので、改めてこの原案のとおりのご承認ということでおよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。それでは、第19号についてはご承認いただいたということでよろしくお願ひ申し上げます。  
次に、「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて②<継続>」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」をご覧ください。

協議第20号につきましては、前回第4回会議において施設使用料を含む使用料等についてご協議いただきましたが、本日は手数料についての調整方針を説明させていただきます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

こちらの別紙は、手数料の調整方針につきまして、「現行どおりとするもの」、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」、「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」、「新たな水準に再編するもの」、「廃止するもの」といった方針ごとにまとめてございます。

なお、一覧の中で「別添資料参照」とあるものについては、別添資料「手数料料金表」をご参照ください。

主な調整（案）について、説明させていただきます。

1ページの「原動機付自転車標識亡失弁償金」から4ページ下段の「指定給水装置工事事業者手数料」までの24件でございますが、こちらにつきましては、幹事会等における調整により、合併時は「現行どおりとする」として整理したものでございますが、このうち両市の市民の負担に影響が及ぶもの等について説明させていただきます。

3ページ上段「一般廃棄物処理業許可申請に関する手数料（処分業・収集運搬業）」につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく許認可事務に係る手数料を徴収するものであります、現況では両市の手数料料金に差異がございますが、南足柄市の手数料条例の改正によりまして、平成29年度以降は両市で同額の料金となるといったことが決まっておりますので、調整（案）としては、現行どおりとするとしているものでございます。

3ページ下から3段目の「農地等証明手数料（農地台帳閲覧・記録事項要約書）」につきましても、現況では両市の手数料料金に差異がございますが、小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降は両市で同額の料金となりますため、調整（案）としては、現行どおりとすると整理をしております。

次に、4ページ下段から、「小田原市の事務処理方式を適用する」として整理しているもののうち、6ページをご覧いただきたいと存じますが、6ページ上段の「一般廃棄物の処理手数料（ごみ）清掃手数料」については、料金単価の高い小田原市の手数料を適用する

とするものの、両市において徴収対象の区分が異なりますことから、これを併せて整理するものでございます。小田原市では、家庭系及び事業系一般廃棄物のうち、自らが直接処理施設に持込む場合の「①ごみ持込料金」、事業系一般廃棄物のうち、上限300kgで市長が認める場合の「②ごみ特定料金」、そして市が臨時に収集・運搬し、処分する場合の「③ごみ特別料金」の3つの制度を運用してございますが、南足柄市では「①ごみ持込料金」のみとなっております。このことから、南足柄市に現在ない「②ごみ特定料金」制度については、利用者間でも不公平が生じているという現状から廃止することとし、「③ごみ特別料金」制度については、市民サービスの観点から継続して実施するといった調整をしております。

その下の「一般廃棄物の処理手数料清掃手数料（小動物）」については、動物専用炉を有する小田原市の現行の事務処理を合併後の市においても継続することとし、手数料単価についても、財源確保の観点から小田原市の料金水準を適用することとしております。

7ページ上から2段目の「浄化槽清掃業許可申請手数料／許可証再交付申請手数料」については、県内他市と同等の料金水準とするため、小田原市の水準を適用することとしているものでございます。

8ページ3段目の「各種証明書交付手数料」から9ページ4段目の「都市計画法に基づく事務に係る手数料」までの9件につきましては、小田原市が特定行政庁として県と同等の権限をもって処理している事務事業であり、その手数料単価は県内の特定行政庁において統一されている等のため、合併後の市においては、現在実施している小田原市の事務処理方式を適用することとしてございます。

10ページ3段目の「設計審査手数料」については、水道の給水装置工事の内容に応じて徴収するものでございますが、現行の事務処理に係る人件費や経費を積み上げて手数料を算出しています小田原市の単価を適用することとしております。このことにより手数料収入は増収となり、併せて、給水装置工事の施工状況を確認する業務を存続することで、不良施工や未承認施工等の不正行為を防止することができるとしているものでございます。

次に、10ページ下段「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」として整理したもののうち、2つ目の「印鑑に関する事務手数料」につきましては、現在、小田原市では印鑑登録証の再交付の際に手数料を徴収しておりませんが、受益者負担の観点から、南足柄市の料金水準を適用し、徴収するという整理をしております。

11ページ上段の「一般廃棄物の処理手数料（大型ごみ処理手数

料、粗大ごみ収集運搬に関する手数料)」については、事務処理の対価として適当と考えられる南足柄市の料金水準を適用することにより、歳入増が見込まれるとしております。また、両市の間で異なる家電4品の取扱いについては、南足柄市の運用を引き継ぎ、収集、受入ともに実施することとし、大型ごみの大きさの規定については、合併に際して調整することとしております。

その下の「狂犬病予防法に基づく事務に係る手数料」については、現在小田原市で徴収している転入の際に行う鑑札の引換えに係る手数料について、類似団体においては行われていないことから、これを廃止し、南足柄市の料金水準を適用することとしております。これにより、手数料収入が減少するため、減免基準を見直すこととしております。

12ページ上段の「一般廃棄物の処理手数料(し尿)」については、合併後の市において、し尿の収集のみを行い、浄化槽汚泥の清掃は許可業者制とすることとし、手数料単価については、財源確保の観点から、南足柄市の高い料金水準を適用することとしております。

次に、12ページ下段「新たな水準に再編するもの」として整理しております「排水設備工事指定工事店指定手数料」については、事務処理の方式としては小田原市の方式を適用するとしつつも、手数料単価については、類似団体事例を参考に南足柄市の料金水準を適用し、新たな水準に再編することとしております。

最後に、13ページの「廃止するもの」として整理しました手数料につきましては、類似団体事例等の状況に鑑み廃止することとするものでございます。

以上をもちまして「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただ今事務局から、「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて②<継続>」の内、手数料の取扱いについて説明がございました。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質疑等もないようでございますので、「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて②<継続>」の内、手数料の取扱いについては、原案のとおりご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第21号 地方税の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第21号 地方税の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第21号 地方税の取扱いについて」をご覧ください。

協議第21号は、「地方税の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

地方税の取扱いに係る調整方針としては、1点目として「個人市民税、法人市民税及び軽自動車税については、現行のとおりとする。ただし、減免基準については、小田原市の水準を適用する」、2点目として「固定資産税及び都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、小田原市の水準を適用する」、3点目に「市たばこ税については、現行のとおりとする」、4点目に「入湯税については、小田原市の水準を適用する」としてございます。

調整理由としては、入湯税を除く市税につきましては、両市の間で税率や課税の算定方法が同一でありますことから現行のとおりとするものですが、納期や減免基準に差異があるものにつきましては、合併後の市における住民への影響を可能な限り小さくする観点から、納税者数や税収規模の大きい小田原市の水準を適用することが適当という風にしてございます。両市の間で、税率及び課税免除基準が異なる入湯税につきましては、税収規模の確保を図る観点から、小田原市の水準を適用するとしております。なお、市町村の合併の特例に関する法律第16条に、不均一課税の特例の規定がありまして、合併後の市全区域において均一に課税することが著しく衡平を欠く場合に課税を免除するなどの措置が想定されておりますが、この特例を適用すべき状況は認められませんため、不均一課税は適用しない、とするものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙は、両市の地方税の現況を比較した表でありまして、左側に

小田原市、右側に南足柄市と並べてあり、差異がある箇所を下線で示しております。この差異のある部分につきましては、いずれも小田原市の水準、処理方法を適用するとしているものでございます。

個人市民税につきましては、税率、納期ともに同一でありますが、2ページの減免基準について、小田原市では納税者が死亡した場合の減免基準がありますが、南足柄市ではその基準ではなく、また、非課税基準につきましては、両市とも地方税法に基づいて規定しているところですが、均等割非課税基準について両市の市税条例においてそれぞれ規定しております、差異がある状況でございます。

法人市民税につきましては、別紙「法人市民税 税率一覧表」を添付しておりますが、税率はすべての区分において同一であり、また納期についても同一であります。減免基準に差異がございます。

3ページの固定資産税につきまして、税率は同一でありますが、納期について第3期と第4期に差異がございます。

4ページの軽自動車税につきましては、別紙の裏面に「軽自動車税 税率一覧表」を記載しておりますが、税率はすべての区分において同一であり、また納期についても同一であります。減免基準に差異がある状況です。

5ページの市たばこ税につきましては、地方税法に基づく一定税率であります。課税免除等の規定を含め、地方団体に別途規定を設けることはできないというものです。

都市計画税につきましては、固定資産税と一体的に賦課徴収されるものでございますため、固定資産税と同様に、両市間で税率は同一であります。納期について第3期と第4期に差異がございます。

6ページの入湯税につきましては、唯一、税率に差異があり、宿泊を伴う際の税率は同一でありますが、宿泊を伴わない場合の税率について、小田原市では1人1日につき100円を徴収しているのに対し、南足柄市では課税免除としてございます。また、課税免除等の規定にも差異がございます。これらの下線を引いた部分につきまして、小田原市の水準に合わせるといった調整をしているものでございます。

以上をもちまして「協議第21号 地方税の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただ今事務局から、「協議第21号 地方税の取扱いについて」説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは特に、ご質疑もないようでございますので、「協議第21号 地方税の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

ここで、開始から1時間半以上経過しておりますので、一旦休憩をとらせていただきたいと思います。再開は10分後の15時15分といたします。

<暫時休憩>

加藤会長

それでは、休憩を終わりまして、休憩前に引き続き再開したいと思いますので、お願いたします。

では次に、「協議第22号 公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第22号 公共的団体等の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第22号 公共的団体等の取扱いについて」をご覧ください。

協議第22号は、「公共的団体等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

公共的団体等の取扱いに係る調整方針としましては、1点目に「共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう働きかける」、2点目に「共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討を行うよう働きかける」、3点目に「合併後の市においても現行のとおりとする団体との間においても、引き続き円滑な連携が図られるよう努める」としております。

調整理由としては、まず、市町村の合併の特例に関する法律第58条第6項に「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村

の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」との規定が置かれております。この規定の趣旨に沿って、各種公共的団体におきましては、合併に際して統合を図っていただくことが合併後の市の速やかな一体性の確立及び市・団体間の円滑な連携確保を図るうえで有効であると考えられるとしまして、各団体の実情を尊重しながら調整を行うこととするものでございます。また、各団体は市行政から独立した組織であることに鑑みまして、あくまでも統合は、各団体の自主的な判断によるものとすると付記しております。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙には、本件の対象になると考えられます主な公共的団体等を記載しております。

一般に公共的団体等とは、商工会や文化事業団体等の公共的な活動を営む団体とされてございます。現在、両市とかかわりのある公共的団体等は多数ございますが、本協議会において、協議の対象といたします公共的団体等としましては、まず、市の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体、また、合併後の市の一体性を構築する上で、市との連携強化が望まれる団体、さらに、団体の活動が合併後の市域内に広がる要素がある団体、といったものを中心に、合併先行市の事例も参考にこちらに挙げているものでございます。なお、事務局機能を市が担っている団体については除外しております。

別紙の1番の「市の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体」としまして、社会福祉協議会は、社会福祉法で、またシルバーハウス人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で、それぞれ1市に1団体と規定されておりますため、法の趣旨に基づき、団体の統合について働きかけを行うとしております。

2番の「その他の公共的団体等」に記載の団体等につきまして、ある程度の行政の関与が適当と認められる団体等につきましては、統合に向けた検討を行うよう働きかけを行うこととし、それ以外の団体等については、団体の主体性を尊重しながら団体間の調整を働きかけていくこととするものでございます。また、自治体内に同種の団体が複数あることが多様化の面からも奨励すべきと考えられる団体につきましては、統合に向けた働きかけは行わず、引き続き各団体との連携を図っていくこととするものでございます。なお、ここに挙げていない団体等につきましても、その統合が合併後の市の円滑な運営と団体との連携強化に資すると考えられる場合には、団

体の理解を得ながら、統合整備についての検討を促すこととするものでございます。

以上をもちまして「協議第22号 公共的団体等の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただ今事務局から、「協議第22号 公共的団体等の取扱いについて」説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。

笠井委員、お願ひいたします。

笠井委員

南足柄市商工会の笠井です。よろしくお願ひいたします。

補助金の協議というのを、早急に必要になると考えています。連携統合を検討するということで、現在の連携は上郡さんとも連携していますし、その点では問題ありません。ただ、統合ということになりますと、当会としては解散という形が余儀なくされると思います。当会としての存続、もしくは統合という協議をしていくことになりますけれども、存続する場合においても、南足柄市商工会として動くことや、上郡との合併をしていくならば考えられます。このようなことを検討していく上でも、補助金の体制が非常に重要な要素となりますので、その協議をする場というのはあるのでしょうか。

加藤会長

事務局、基本的な見解をお願いします。

村田事務局員

ただ今の委員からのご質問ですが、市からこうした各種公共的団体への補助金のお話という理解でよろしいでしょうか。その件につきましては、今回、補助金、交付金の取扱いということで、この後協議第23号で出てきますけれども、おそらくおっしゃっているところの該当は、今回が①として、②ということで次の協議項目の中で、こうした各種団体の補助金関係が出て参りますので、その部分でご協議をさせていただきたいと考えております。

笠井委員

分かりました。ありがとうございます。

加藤会長

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

池田委員、お願ひします。

池田委員

この別紙の一覧表の中で「足柄」とついている団体について伺いたいのですが、足柄上医師会、足柄歯科医師会、足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会、こういった部分は、おそらく上郡5町との共同の組織になると思うのですが、それに該当する南足柄市または5町のそれぞれの行政が、今後どのような各団体への指導だとか助言だとかを考えいらっしゃるのかをお伺いしたいです。

加藤会長

足柄ということで、上郡の1市5町のエリアで活動されている団体ということですね。

早川副事務局長

こちらの公共的団体等につきまして、法的に1市に一つというものについては一体化を図っていただくということで、調整を行っていくものになりますが、その他に団体につきましては、基本的には市行政から独立している団体ということで、その主体性を重んじて、その団体のお考えでその統合なり存続なりということはご判断いただく話になってくるものと思っております。いずれにいたしましても、この任意協議の段階におきましてはそこまでの調整はいたしませんので、これは合併が是となって合併に進むということになりましたら、改めて各団体等にそういった法的な面での情報提供なり、統合に向けての検討を促す、そういうことのアクションも考えられると思いますが、いずれにしても団体それぞれの経緯もございますので、団体との関係を見ながら、その辺の調整は慎重に進めしていくといったことになると思います。

池田委員

そうしますと、合併が是となった後に調整が始まるということを理解してよろしいですか。

加藤会長

あくまでも、各団体の私的な判断というのがベースになった上の調整ということですね。

その他いかがでしょうか。今村委員、お願いします。

今村委員

先程の説明の中で、この公共的団体等の取扱いについて1、2、3の後に調整理由という話があって、最後に、複数あった方がいい団体の場合は複数残していくという説明がありましたけれども、具体的にはどういった団体をイメージされているのか伺いたいと思います。それから、調整理由を読みますと、努めるけれども、統合はあくまでも各団体の自主的な判断ということであれば、その辺の調

整作業は合併後の新市が行うのか、先程是とした場合とありましたけど、そうなると是とした場合の法定協議会で行うのか、調整する機関はどこになるのかを確認させてください。

早川副事務局長

まず1点目の、合併した場合にも複数あることが多様化の面からも奨励すべきと考えられる団体という風に申し上げましたが、これについては、具体的なイメージとしまして、合併後の市の中でも地域地域で活動しているような地域づくりに関する団体ですとか、環境面や文化面で地域に根ざした活動、これが合併後の市域の中でも、一部地域の中で根ざして活動している団体、そういったものが該当してこようかと考えます。2点目の統合の働きかけ、いつ誰が行うというところでございますが、これにつきましては、合併の前の準備段階から、各団体に対して情報提供なり検討の働きかけといったものは、できるところからしていくべきものと考えます。これは合併の時点では統合していかなければならないというものでもございませんし、また合併後にかけても引き続き検討していくというものもあるかと思います。各団体との関係、また、各団体の精通する活動経緯を見ながら調整させていただく、そういうことで、当然合併前におきましては各市の行政が、合併後においては新市の行政が行うことになろうかと思います。

今村委員

主な公共的団体等の現況で見ますと、複数あって継続した方がいいという団体については、下の方にある、美しい久野里地里山協議会とか、大雄町花咲く里山協議会とか、こういった団体を指すということの理解でよろしいですか。

早川副事務局長

ここで、個別にどれをということは特定しにくいわけですけれども、この表で申しますと、この事業に二団体入っているようなところ、例えば、小田原フレンドリークラブと城下町スポーツクラブですとか、今おっしゃった久野の里地里山協議会といったところが該当になってこようかと考えます。

加藤会長

その他いかがでしょうか。星崎委員、どうぞ。

星崎雅司委員

今に関連しまして、一番下から2番目の里地里山協議会等は、県の条例に従って作っている団体ですので、一緒になってくれという働きかけをされては困るという団体です。できれば外していただ

ければと思います。それから、商工会の関係で橋の商工会があるかと思うのですが、これはなぜ外れているのか、2点お伺いします。

早川副事務局長

まずは1点目の里地里山等の協議会の関係ですが、これはこちらの表に載せたからといって必ず統合していただきたいということではなくて、複数存在することについての確認をするということを含めての公共的団体ということで、対象として挙げさせていただいたものということでご理解いただきたいと思います。

経済部会

経済部会から、2点目の橋商工会についてお答えいたします。基本的に今ご指摘のとおり、公共的な団体の中に橋商工会、これは商工会法に基づく団体がございます。本来であればすべてここに載せるのがよろしいわけですけれども、あくまでもここは合併に関連する主な団体ということで、経済会としては小田原箱根商工会議所と南足柄市の商工会、これを挙げさせていただいております。

星崎雅司委員

例ということなら結構なのですが、働きかけていただきたくない団体もありますので、よろしくお願ひいたします。

加藤会長

承知いたしております。その他、いかがでしょうか。  
鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

ここに名前が出ている当事者でありますので、一言だけコメントさせていただきます。私ども小田原箱根商工会議所は文字どおり、小田原市と箱根町の2つの行政区をまたがっている商工会議所でありますので、補助金も両方からいただいているという事情もございますので、その辺はこれから南足柄市の商工会さんといろいろな協議の中でどのような形で、単純に小田原市の事情だけではなかなか進めませんので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。

加藤会長

よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第22号 公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり、あくまで方針ということであります。ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて①」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」をご覧ください。

協議第23号は、「補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針としては、まず1点目に「両市で同様に実施している補助金、交付金等の事務については、原則、可能な限り統合する。ただし、合併後の市において、必要性に欠ける補助金、交付金等の事務については、廃止する」としております。2点目に「一方の市ののみで実施している補助金、交付金等の事務については、内容、金額及び補助効果等を精査の上、継続すべきものについては合併後も実施する」としております。3点目に、「義務的な補助金、交付金等については、現行のとおりとする」とするとしております。

調整理由としまして、市民サービスの水準や内容等を十分に検討し、より効率的な方法で市民サービスの向上を図るためとしまして、また、従来からの経緯、実績等に配慮しつつも、行財政改革の観点から事務事業の妥当性・必要性について検討を行うことが必要なためとしております。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙は、1ページから18ページまでが助成金と給付金、19ページから24ページまでが奨励金と祝い金、25ページから最終27ページまでが利子補給金と資金貸付という分類で、調整方針をまとめしております。それぞれの分類の中で、さらに「現行どおりとするもの」、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」、「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」、「新たな実施水準に再編するもの」、「廃止するもの」と調整方針ごとにまとめております。なお、一覧の中で「別添資料参照」と記述のあるものについては、別添資料をご参照ください。

主な調整（案）について、説明させていただきます。

助成金、給付金のうち、1ページの「テレビ共同受信施設利用組合助成金」から7ページ中段の「子どものための教育・保育給付費」までの23件は、法律に基づく事務事業等でございますため、合併時は「現行どおりとする」として整理したものでございます。このうち、5ページ上段の「不育症治療費助成金」につきましては、市の単独事業として両市で実施している事務事業でございますが、不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担を軽減するため、合併後の市においても現行どおり実施することとしております。

次に、7ページ下段から「小田原市の事務処理方式を適用するもの」としまして、基本的に現在、小田原市で実施している福祉サービスの水準を維持することとするものについて、ここに整理してございます。

次に、10ページ上段の「在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成金」につきましては、在宅の重度障がい者等の社会参加を促進し、また通院等を支援するためタクシーを利用した場合に初乗り運賃分等を助成するものであります。小田原市の事務処理方式を適用することによりまして、南足柄市民のサービス水準が上がり、事務の効率化が図られるとしております。

次に、11ページ上段の「重度障がい者医療費助成金」につきましては、現況において両市の大きな差異は所得制限の有無でございますが、市民サービスの低下を防ぐため、小田原市の事務処理方式を適用し所得制限をなくすことによりまして、南足柄市民のサービス水準が上がるとしているものでございます。

同じ11ページの3段目の「重度障がい者訪問入浴サービス事業」につきましては、現在両市で異なっております実施方法を整理・統合することによりまして、サービスを維持しながら、事業費に係る歳出の削減を図ることとしております。

次に、12ページ2段目の「小児医療費助成」については、現況におきまして医療費助成の対象年齢が両市で異なっておりますが、他自治体の状況を勘案して、中学校卒業までを対象としております。小田原市の基準に揃えることとしております。なお、南足柄市におきましては、平成29年10月から、一部中学校卒業まで拡大することが決まっているものでございます。

次に、13ページ上段の「就学援助費」につきましては、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要

な経費を援助するものであります、学用品費等に対する援助が手厚い小田原市の事務処理方式を適用することとしております。ただし、対象者の所得審査につきまして、南足柄市では生活保護基準が引き下げられるより前の平成25年の基準を採用しておりますため、小田原市の水準を適用する場合には、現在受給されている南足柄市の対象者の一部が受給できなくなるとしているものでございます。

次に、14ページ中段の「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」としては、現在、小田原市では実施していない事務事業を南足柄市の事務処理方式により、合併後の市においても実施することとするものでございます。

「特定不妊治療費助成金」につきましては、県内においても実施している自治体が多いことを踏まえまして、特定不妊治療を受けている夫婦に対し継続して助成することとしております。

その下の「南足柄市空き家取得費助成金」につきましては、空き家バンク事業を通じて空き家を購入し、市に定住しようとする子育て世帯に対して助成金を交付するものでありますが、更なる定住促進と地域の活性化を図るため、南足柄市の事務処理方式を適用することとしております。

次に、15ページ上段の「新たな事務事業に再編するもの」のうち、「小田原市在宅高齢者等福祉タクシー利用助成」につきましては、在宅の介護を要する高齢者が、通院等のためにタクシーを利用した場合に初乗り運賃を助成するものでありますが、要件を見直した上で、合併後の市においても実施することとしております。

その下の「市心身障害児福祉手当」につきましては、20歳未満の心身に障がいを有する児童の保護者に手当を支給するものであります、歳出の増加を防ぐため、給付額を減額して事業を実施することとしております。

次に、16ページからの「廃止するもの」につきましては、事業としての役割を終えたものや、実績が少ないもの、類似団体においても実施していないもの等につきまして、廃止することとして整理したものでございます。

16ページ一番下の「高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成」については、現在実施しております小田原市において、市民や関係団体への事前周知も図りながら、廃止の方向で検討することとしております。

次に、19ページからは奨励金、祝い金に係る調整（案）をまと

めてございます。このうち、「現行どおりとするもの」として整理したものの中、19ページ一番下の「横溝千鶴子教育表彰金」につきましては、南足柄市が寄附金を原資として実施しているのですが、現況においても対象者に一部小田原市の市民や団体が含まれておりますため、現在の内容を維持して継続することとしております。

次に、20ページ上段「小田原市の事務処理方式を適用するもの」として整理したものの中、21ページの「企業等立地奨励金」「投資促進奨励金」「雇用促進奨励金」につきましては、企業に対する奨励金ですが、小田原市の水準を適用することにより、南足柄市域において支援が減少する場合は、企業等立地奨励金と組み合わせるなど、周知するとしております。

次に、22ページ上段の「定年帰農者農業支援事業奨励金」につきましては、農業の担い手不足及び耕作放棄地の解消を図るとともに、市民が生涯にわたって活躍できる社会の実現に資することを目的とする事業ですが、小田原市の事務処理方式を適用することにより、南足柄市域における農業者の支援にも繋がるとしております。

次に、23ページ上段の「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」として整理した「敬老祝金品・長寿祝品」についてですが、行政改革の観点から要件を簡素化することとしておりますが、今後のあり方については、関係団体で組織する検討会等の理解を得ながら調整していく必要があるとしております。

その次の「新たな事務事業に再編するもの」として整理しました「指定文化財等管理奨励金・市指定文化財保存管理奨励金」については、両市の基準単価に差異がありますため、新たな単価を設定することしておりますが、南足柄市的一部の奨励金が減額となりますため、単価変動の緩和措置として3年間の経過措置を設けることとしております。

その次の「廃止するもの」として整理しました「文化振興事業の参加者に対する祝い金」につきましては、市民に対する公平性を保つため、関係団体に周知、説明を行った上で、廃止することとしているものでございます。

次に、25ページからは、利子補給金、資金貸付に係る調整（案）をまとめております。

「現行どおりとするもの」として整理しました事務事業につきましては、一方の市のみで実施しているものでありますが、合併後の市においても継続して実施する必要があるとするものでございま

す。

25ページ中段の「小田原市の事務処理方式を適用するもの」として整理したもののうち、「企業誘致促進融資利子補給金」につきましては、工場等の新設、移転又は増設等を行う企業が、神奈川県企業誘致促進融資を利用する場合に行う利子補給金であります、市外からの新規立地、特に中小企業の投資意欲を促進し、雇用創出にも資する事業でありますため、小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

次に、26ページに記載しております4つの事務事業につきましては、いずれも農業者に対する支援措置でございますが、類似団体の事例等を勘案し、合併後の市においても農業振興に対し必要な支援を継続するとして、明確な要件を定めている小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

最後に、27ページ上段の「新たな事務事業に再編するもの」として整理しました「水洗便所改造資金貸付金・融資あっせん事務」につきましては、現在、小田原市で実施しております貸付事務は、返還金の滞納の課題を抱えておりのことや、貸付実績が少ないとからこれを廃止することとしまして、南足柄市が実施している融資あっせん型に切り替え、対象要件についても新たな基準を設けることとしております。

以上をもちまして「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」の説明を終わります。なお、今回は、補助金、交付金等のうち「等」の部分としまして、助成金、給付金、奨励金、貸付金等についてお諮りするものでございますが、補助金、交付金につきましては、次の第6回会議でお諮りする予定でございます。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただ今事務局から、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて①」の内、助成金、給付金、奨励金、祝い金、利子補給金及び資金貸付の取扱いについて説明がありました、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

森住委員、お願ひいたします。

森住委員

16ページの廃止するものの中に、細かなことで恐縮なのですが、「美化清掃車両助成金」というのが廃止をするということで、これは直営で回収ができるということでここに記載されておりますが、これは例えば、美化清掃のとき等に、不法投棄物みたいなものもか

	なりあるんですね。そういうものを河川から引き上げたりして、各自治会単位で回収して、そういう車両に対して助成されていたのですが、そういうものを今後は直営で、場所を指定すれば回収に来てください、そのような考え方でよろしいですか。
環境部会	環境部会から説明させていただきます。そのような考え方で、あくまでも直営でやらせていただきたいと考えております。
森住委員	分かりました。
加藤会長	その他いかがでしょうか。 奥津委員、お願いします。
奥津委員	些細なことなのですが、気になったことがありますご意見を申し上げたいのですが、表現等の整合性を考えてもそうなんですが、旧南足柄市、旧小田原市というような表現が散見されるわけですね。それはやはり、まだ旧になっているかいないか分からぬわけで、その辺は整合性をもっていただきたいと思います。特に、前々から言っているように、これが合併問題を審議する会でありますが、やはり最初から旧ということを表現しますと、市民の目から見たらどうなのかなという感じがしますので、事務局の方で訂正をしていただきたいと思います。分からなければ私の方でページ数言いますが、おそらく作られた方は分かると思います。ある特定の部分しか出てきませんので、それはよろしくお願いします。
早川副事務局長	これにつきましては、小委員会の方でもご意見いただきまして、失礼いたしました。検討の中におきましては、合併後の市に対して、分かりやすいということで旧という言葉を使っておりますが、今後は市民説明等に使っていくような場合ですとか、広報ですとか、協議会を取りまとめていく際におきましては、表現の方は注意して参りたいと思います。
加藤会長	ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。 星崎委員、お願いします。

星崎雅司委員

今日の議題全般に言える話なんですが、特に今回の補助金、交付金の中で、片方の市がもっている補助金を廃止しようというのが結構あると思うのですが、それは合併をした後に合併を理由に行うことではなくて、それまでの間、両市の制度を見比べるとこっちの方が合理的だというご判断をしてきていたりするから、なるべくすり合わせるような形でやっていただきたい。突然、合併したら給付の水準が下がってしまったということはよくないと思います。やはり、それをつくってきた市の責任と言いますか、そういう中で、しっかりと議論をして、そこで廃止するなら廃止するという格好でやっていかないといけないのではないかと思います。

加藤会長

事業がたくさんありますが、全般的な考え方として、事務局お願いします。

早川副事務局長

この補助金、交付金等に関しまして、内容によって、廃止することによってサービス低下が想定されるものもございます。これは利用が少ないと、実績が少ないと、当初の意味を失いつつあるとかそういうものがありますほかに、合併することによって、他に代替的な手段があるものも含まれているというところで、それぞれ事由はさまざまですが、これらにつきましては、基本的にはその合併の時点において廃止するという前提において、こちらの調書につきましては一定の整理をさせていただいておりまして、その中でも急激な廃止による大きな影響があるものについては、激変緩和措置をとるとかそういうことを含めまして、この調整案としてまとめておりますので、といった前提でこれについてはご審議いただければと思います。

星崎雅司委員

それぞれの市の独立した判断でしょうけど、そちらの方がいいんだろうというお話をあれば、当然そういう動きにもなっていくのではないのかなと。これは補助金とか交付金だけではなくて、先程の特別職の話でも同じようなところで、準備段階のところで、例えば委員さんの任期を予め決めておくとか、そういう格好でやっていかないとなかなかソフトランディングというか、うまくいかないのでないかなと思います。これは意見として。

加藤会長

ありがとうございます。  
鈴木委員、お願ひします。

鈴木委員

商工会議所も補助金をいただいている立場ですので、余計なこと言うなと言われるかもしれません、今回、補助金、交付金について案が示されて、これをいいか悪いかという判断が私にはどうもできそうにないですね。これは、今日の会議の冒頭に出てきた公共施設の取扱いと同じような様相があるような気がいたしまして、本来であれば、例えば行財政改革の立場、視点からすれば、今までの補助金、交付金というのがどのくらいの効果があったのかということを検証していかないといけないでしょうし、それから今回案で出されたことによって、ざっと見ていくと、ほとんどデメリットの対応策というところで、結構財政負担が増えているところがありますので、そういう意味ではどのくらい財源的に増加をしていくのかみたいなことも少しほづかないと、全体的な判断ができないと思っております。結局、それぞれ一つ一つの補助金、交付金について、今までの効果を検証されて初めてこれは続けるべきなのかやめるべきなのか増やすべきなのかという判断ができると思いますし、また、全体的にここのことをやることによって、どのくらいの、特に財政改革に繋がるのかということ、逆の方向にいってしまうのであれば、そのための効果みたいなことが分かってこないと、なかなか判断ができないと思っている次第でございます。すみません、議論を難しい方向にしてしまうような結果にしてしまうかもしれません、率直に申し上げて、今日、この出てきた案について、賛成反対というと、私の中では判断のしようがないというところが気持ちでございます。

加藤会長

これも、先程の特別職関係の議論と同様でございまして、それまでのこれまで出資してきた補助金、交付金等を、両市において享受してきた市民の皆さんのお立場、また財政負担のあり方等に鑑みて、各部局の方で窓口する場合にどういう調整の仕方があり得るかということを詰めた中で、それぞれの事業についてこういった案が出てきているということでございます。それぞれの補助金、交付金の、より本質的に望ましいやり方の議論というのは、おそらく今後も当然あるわけでございまして、今のこの段階でそういう観点から、それぞれの案が本質的にベストかどうかという議論、これは当然出てくるものと思います。現時点で、両市の担当の職員が窓口合わせた

中で、こういう形が現実的だろうという判断の中で出てきた案ということで受け止めていただければと思います。ただ、全体的な行財政効果のボリュームですとか、これは先程の加藤委員のご指摘のように、やはり数字的に皆様方、把握されたいと思いますので、この辺は今後の作業の中で当然出てくるのだろうという風に思っていますが、その辺りも含めて事務局の方から見解をお願いします。

村田事務局員

ただ今、会長の方からございましたとおり、先程特別職のところでもございました、次回以降、個々の事務事業というか項目ごとの財政効果額、プラスマイナスですね、こちらの方は何かしらの形で分かりやすくお示しする方向で検討したいと思っておりますけども、これも現時点においての数字ということで、参考で、人工の部分であるとか、事務事業の実施方法で細部を詰めるところがまだございますので、あくまでも参考値ということでご確認いただきたいのですが、現時点における本日までの補助金、交付金等の取扱いに絡む財政効果額は、概ね5,500万円程の増という見通しになっております。ただ、補助金、交付金だけで増になっているからということではなくて、やはり合併の検討ということになりますので、すべての事務事業調整項目をならした中で、トータルで見ていく必要があると思うので、ここだけの数字の部分をもってということではないと思うんですけれども、そうした意味も含めまして、本日までの事務事業調整すべてを合わせた中での、合併による効果額につきましては、人件費を除いた部分で、事業費ベースで2億円少々。これ以外に人件費の部分で、現時点において4億円から5億円の削減が可能であろうというような、現時点での参考値でございますけれども、そのような見通しとなっております。

加藤会長

その辺りの金額はまた、より具体的な根拠ですか、範囲を明確にお示しした上で、ご提示した方が正確だと思いますので、その辺の準備ができ次第、適宜出していきます。

鈴木委員

詳細な数字も出していただきまして、ありがとうございます。2つだけ申し上げたいことがあります、何回かお話をいたしましたが、これは全体がまとまった時に本当にどのくらいの行財政、特に財政的な効果があるのかということについては、客観的に検証をすべきだと思いますし、私どもの話で分かる部分と分からぬ部分もあるかもしれませんので、私ども自身が、協議会として責任のある

答申が出せるような、そういう意味で、数字的な検証も専門家の方も含めて、ぜひお願いしたいと申し上げておきます。それからもう1点だけ余計な話かもしれません、どうしても今回の補助金の話にしても先程の特別職の話にしても、今、実際に実務に携わっている方たちが事業を突き合わせて、一番現場のことをよく知っている方かもしれません、同時にやはり、どうしても積み上げにならざるを得ないというくらいもあるような気がします。どうしても現状こうだから、このくらいかなという積み上げで効果額がつくられていくということになってしまうと思うんですね。ある意味、あるべき姿というか、現状はこうだけどこうあるべきだというのを睨みながら、現状をどう近づけていくのか、そんなアプローチも議論の中でぜひ取り入れていただきたいという風に思います。

加藤会長

ありがとうございます。その辺りは、新市まちづくり計画をまとめていく段階で、全体の数字ははっきりしてくるわけですけれども、その数字をどのように我々が位置づけるかという問題だと思いますので、より行革的な視点ですとか、そういったものの付言をしていくようになっていくのかなと思います。いずれにしても、取りまとめる段階でまたぜひご意見をいただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。安藤委員、お願ひします。

安藤委員

J Aかながわ西湘の安藤でございます。この補助金、交付金等の取扱いでございますが、今現在、両市とも行財政改革につきましてはしてあると思っております。そういった中で、補助金、交付金の扱いにつきましては、合併後のシミュレーションをしているように取れますけども、実際これが両市で協議された結果、このような調整案が出てきているとなれば、この案がもし会長さんが承認をとるという話になった場合は、これはぜひとも会長、副会長というお立場ではなく、両市長さんとしての立場で聞きたいのですが、この案を合併前から実行できるものはどうしても実行していくと。それがたとえ市民に若干負担が生じるとしても、将来的には合併が進めばこのような形になるというのであれば、このことを29年度はすでに予算の承認がされているでしょうけれども、できるものであれば、29年度以降、こういった調整案が取り入れることが可能であれば、合併前であってもこういったものは取り入れることは可能であって、それに対する取り組みの扱いについて、大変恐縮でございますが、会長、副会長ではなくて、両市の市長さんのお立場で、

この調整案に対して、今後の合併する主体としてどのようなお考えでいらっしゃるかということを、できましたらお聞かせ願いたいと思います。

加藤会長

安藤委員、ありがとうございます。先般、本市の3月定例会でもそういった趣旨の質疑があったんですけれども、その合併をするしないにかかわらず、今回この膨大な作業の中で出てきた、こういう個々の案というのは、これはこれで非常に尊重すべきものと思っておりますので、そのするしないにかかわらず、その実現に向けてはきちんと配慮して検討していきたいという風に私どもは思っております。

加藤副会長

ただ今の件については、これは各自治体がそれぞれこの行政事務のあり方等々については、継続して取り組んでいくものでありますから、今回の合併という事項を協議をし、そこにメリット・デメリット等について明らかにしていく、そうした取扱いについて、整合しながらということではなくて、これは継続して、取り組んでいくべきものであると、そのように思っております。

安藤委員

合併するしない、いずれにいたしましても、実現できるもの、また継続していくものはしっかりとやっていっていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

加藤会長

その他、いかがでしょうか。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて①」の内、助成金、給付金、奨励金、祝い金、利子補給金及び資金貸付の取扱いにつきましては、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次第の「3. 議事」のうち「(1) 協議事項」については以上となります。

続きまして「(2) 報告事項」に移らせていただきますが、今回の報告件数は【合併関係項目】1件でございます。

松岡副事務局長

では、「報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク）②<継続>」を議題といたします。事務局に報告を求めます。

報告第11号「その他の事務事業調整について（B Cランク）」を説明させていただきます。

お手元の資料「報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク）」をご覧ください。

報告第11号は、その他の事務事業調整につきまして、部会、幹事会において事務事業の調整方針が整ったものについて、別紙のとおり報告するものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

こちらは部会ごとに、各事務事業の調整案と調整内容の決定の考え方をまとめたものでございます。今回報告する事務事業はBランクが47事業、Cランクが601事業、計648事業でございます。そのうち、市民サービスを受ける方の範囲や利便性が変わるなど、市民生活に影響がある事務事業は48事業で、該当の事務事業につきましては、資料の右から2番目の「市民生活への影響」の欄に○印を付けております。なお、当該事業については、別に資料として事務事業調書を添付してございますので、必要な都度ご参照いただければと思います。

それでは、市民生活に影響のある事務事業のうち、主な事業について説明させていただきます。お示しするページの中の「市民生活への影響」の欄に○印のある事業をご覧ください。

はじめに、7ページをご覧ください。

上から4段目、事務事業番号032151「消費生活相談事業」につきましては、小田原市に窓口を統合し、周辺8町を含む相談を受けるものとし、地域によっては相談窓口が遠くなる場合があるというものです。

次に、同じく7ページの中段、事務事業番号033197「女性弁護士による無料法律相談」につきましては、南足柄市単独事業であり、小田原市域に拡大し実施するものでございます。

8ページをご覧ください。上から2段目、事務事業番号033211「市民功労表彰事務・表彰審議会に関すること」につきましては、両市の既存の表彰制度を整理統合し実施するものでございます。

次に、同じく8ページ中段の事務事業番号051114「アウトリーチ事業開催事務」につきましては、小田原市単独事業であり、小学校等に芸術家を派遣し、子どもたちに質の高い芸術に触れる機

会を提供するもので、南足柄市域に拡大し実施するものでございます。

10ページをご覧ください。一段目、事務事業番号053119「自動車文庫」につきましては、小田原市単独事業であり、図書を32箇所の配本所に定期的に配本するもので、南足柄市域に拡大し実施するものでございます。

12ページをご覧ください。中段、事務事業番号062103「燃せるごみの減量推進事業」につきましては、ゴミの分別の区分、収集方法等について、段階的に小田原市に合わせて実施するものでございます。

次に、同じく12ページの下から3段目、事務事業番号062117「古紙リサイクル事業」につきましては、小田原市の水準を適用し、南足柄市域の古紙の収集も古紙リサイクル事業組合が行うとするものでございます。

13ページをご覧ください。上から5段目、事務事業番号062152「受け入れゴミ計量・処理業務」につきましては、小田原市の実施方法によるものとし、南足柄市域の住民にとっては、ゴミの持ち込み受付時間が拡大し、利便性が向上するものでございます。

14ページをご覧ください。中段、事務事業番号072118「外出支援サービス事業」につきましては、南足柄市の単独事業でありますが、利用者が減少しているため、事業を廃止するものでございます。

15ページをご覧ください。上から5段目、事務事業番号072175「訪問型サービス事業」につきましては、小田原市の事務処理方式とすることで、閉じこもり、認知症、うつ病等訪問型介護予防事業などのサービスが南足柄市域に拡大するものでございます。

次に、その下段、事務事業番号072176「通所型サービス事業」につきましては、小田原市の事務処理方式とすることで、南足柄市民にとっては、各種サービスを実施する事業所が増え、選択の幅が広がることとなるものでございます。

16ページをご覧ください。下から5段目、事務事業番号074133「自殺予防事業」につきましては、南足柄市の実施水準を適用し、事業の充実を図るものでございます。

17ページをご覧ください。上から7段目、事務事業番号075125「人間ドック助成事務」につきましては、小田原市の事務処理方式を適用することで、南足柄市域の住民においては、申請の受付期間が縮小することとなるものでございます。

18ページをご覧ください。子ども・青少年部会の上から2段目、事務事業番号081102「小児医療費助成事業（資格管理事務）」につきましては、小田原市の例により統合することにより、南足柄市域の住民にとっては、所管課窓口のほか、タウンセンター等の住民窓口で申請を行えるようになり、利便性が向上することとなるものでございます。

次に、その3段下、事務事業番号081110「子育て支援拠点管理運営事業」につきましては、両市の6施設のうち、南足柄市の岡本支援センターを週2日程度の出張ひろばとし、5施設の運営を継続するものでございます。

19ページをご覧ください。1段目、事務事業番号081235「ひとり親家庭等医療費助成事業（経理事務）」につきましては、小田原市の例により統合することにより、南足柄市域のひとり親家庭等医療対象者の償還期間が延長されることとなるものでございます。

次に、2段目、事務事業番号081236「小児医療費助成事業（経理事務）」についても、小田原市の例により統合することにより、南足柄市域の小児医療費対象者の償還期間が延長されることとなるものでございます。

次に、同じく19ページの中段、事務事業番号082116「成人式開催事業」につきましては、小田原市の事務処理方式を適用することとし、成人式を一箇所の会場で開催する方向で調整を進めるものでございます。

26ページをご覧ください。上から3段目、事務事業番号121163「排水設備及び下水道接続関係事務」につきましては、土地が分筆された場合の公共汚水枠の設置要件を見直すものでございます。

次に、同じく26ページの一番下段、事務事業番号131158「料金徴収」につきましては、水道料金センターを小田原市水道局内に設置することとし、南足柄市域に住民にとっては、窓口が遠くなるものの、窓口営業時間が延長されるなど、サービスが向上することとなるものでございます。

27ページをご覧ください。一番下段、事務事業番号131232「閉庁時市民等対応業務」につきましては、小田原市の実施方法を適用し、閉庁時における各種問い合わせに対する対応を業者に委託することにより、南足柄市域の住民は、休日や夜間を問わず、迅速かつ適切なサービスを受けることができるようになるものでござ

います。

32ページをご覧ください。上から5段目、事務事業番号141221「少人数指導スタッフ配置事務」につきましては、小田原市単独の事務であり、少人数指導の際に必要なスタッフを配置するもので、南足柄市域に拡大し実施するものでございます。

次に、その2段下、事務事業番号141232「新学習指導要領対応非常勤講師・武道指導非常勤講師配置事務」につきましては、小田原市単独事務ですが、南足柄市域に拡大し、生徒への指導が充実するというものでございます。

33ページをご覧ください。中段、事務事業番号142132「児童生徒等の健康診断事業」につきましては、南足柄市の水準に合わせることとし、小田原市としては、一部の検査を廃止することとなるものでございます。

以上をもちまして「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

加藤会長

ただ今事務局から、「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）②＜継続＞」の報告がありましたら、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

奥津委員、お願ひします。

奥津委員

19ページの事務事業番号091112がブランクになっていますが、中身を教えてください。

市川事務局員

事業番号091112は「一般財団法人小田原市事業協会との連絡調整」でございます。申し訳ありません、漏れておりました。

加藤会長

「一般財団法人小田原市事業協会との連絡調整」ということでございます。大変失礼いたしました。

他には、いかがでしょうか。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）②＜継続＞」は、ご確認いただいたということでよろしくお願ひします。

続きまして「4. その他」に移らせていただきます。

「(1) 第6回会議の予定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

それでは、その他の「(1) 協議会第6回会議の予定について」を説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

協議会の第6回会議は、4月25日、火曜日、午後1時30分から南足柄市文化会館小ホールにて開催を予定しております。

会議の内容のうち、「3. 議事」については、協議事項7件、報告事項1件を予定しております。

「(1) 協議事項」のうち、「財産の取扱いについて」は、両市が保有している債権・債務や基金、土地といった各種財産の取扱いについてを諮るものでございます。

「特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて」は、消費生活相談員など特別職職員の選任についての取扱いを諮るものでございます。

「補助金、交付金等の取扱いについて」は、各種団体に交付している補助金や交付金等について、両市の実施状況を踏まえ必要性等を含めた制度のあり方についてを諮るものでございます。

「一部事務組合等の取扱いについて」は、両市若しくはいずれかの市が他の市町村との間で一部事務組合等の手法により、広域的に行政事務を共同で行っているものにつきまして、関係自治体と協議をするに当たっての方針を諮るものでございます。

「慣行の取扱いについて」は、市の紋章や、市の木、市の花、市民憲章や宣言、といった両市それぞれの各種の慣行の取扱いについてを諮るものでございます。

「行政連絡機構の取扱いについて」は、住民自治組織、すなわち自治会と市との間に、引き続き円滑な連携を図るために必要な対応の方針を諮るものでございます。

「電算システムの取扱いについて」は、各種電算システムの統合、新設等の取扱いについてを諮るものでございます。

次に「(2) 報告事項」のうち「その他の事務事業調整について（B Cランク）」につきましては、別紙「第6回会議の協議対象事業一覧表」に記載されている各種事務事業の取扱いに係る調整結果について報告するものでございます。

以上をもちまして「(1) 協議会第6回会議の予定について」の説明を終わります。

加藤会長

ただ今事務局から、資料1に基づいて「第6回会議の予定について」の説明がありましたが、ご質疑等ございましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質疑等もありませんでしたので、第6回会議については、皆様ご予定をお願い申し上げます。

次に、「(2) 小委員会における検討状況について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「(2) 小委員会における検討状況について」を説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。

これまでの本協議会の会議におきまして、「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会」及び「都市内分権に関する小委員会」の設置が承認され、それぞれすでに1回ずつの会議が開催されております。

まず、「1. 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会」でございますが、第1回会議が2月24日、小田原市役所で開催されております。委員の互選により、委員長には小田原市の今村委員、副委員長には南足柄市の加藤委員が選出されております。

第1回会議では、このほかに、所掌事務及び検討スケジュールの確認、定数及び報酬についての協議、定数及び在任の特例の適用についての協議が行われたところでございます。

この小委員会は、全部で3回の開催を予定しております、第2回会議は4月中旬に開催されます。ここでは、定数及び報酬について一定の整理をするとともに、定数及び在任の特例の適用について議論していくことになっております。

次に、「2. 都市内分権に関する小委員会」でございますが、第1回会議が3月15日、南足柄市役所で開催されております。

この小委員会は、両市の副市長をはじめ、両市の議会議員、自治会関係団体、福祉関係団体、教育関係団体の協議会委員の中から、加藤会長から指名を受けた14名で組織されております。また、委員の互選によりまして、委員長には南足柄市の石田委員、副委員長には小田原市の加部委員が選出されております。

第1回会議では、このほか、検討事項の確認、法制度上の仕組み等の確認、検討スケジュールの確認が行われております。

この小委員会は、全部で4回の開催を予定しております、第2

回会議は4月中旬に開催されます。ここでは、法制度上の仕組みを適用する場合の効果と課題について議論がなされる予定でございます。

なお、両小委員会とも、5月に予定する協議会第7回会議までに調査・審議の結果を取りまとめ、報告する予定となってございます。

以上をもちまして「(2) 小委員会における検討状況について」の説明を終わります。

加藤会長

ただ今事務局から、資料2に基づいて「小委員会における検討状況について」の説明がありましたら、ご質問、ご確認等ございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特にご質疑等もないようでございますので、それでは、各小委員会委員の皆様、大変タイトなスケジュールでご苦労をおかけしますけれども、引き続き検討いただきますよう、お願ひ申し上げます。

次に、「(3) 市民アンケートについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「(3) 市民アンケートについて」を説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

今回のアンケートにつきましては、合併、大都市制度、広域連携という協議事項や、行政改革に対する市民の基本的な認識を把握しますとともに、今後、協議結果を取りまとめて広報資料を作成する際の参考とすることを目的としております。

アンケートの対象は、平成29年4月1日時点で両市に住民登録のある18歳以上の方のうち、地区別、年齢階層別に無作為抽出をいたします。アンケートの発送につきましては、両市の人口を合計した人数236,654人、これを母数としまして、統計的に必要とされる1,068人の回答を得るために、アンケートの回収率を30%程度と見込んで必要な発送数を3,600通と設定したものでございます。この内訳として、まず3,600人のうちの半数の1,800人を両市で均等に分け、残りの半数を両市の人口比率で按分した数を加えて、小田原市分が約2,370人、南足柄市分が1,230人程と見込んでおります。この分け方につきましては、先行他市の実施事例なども参考に、南足柄市分の回答が極端に少なくなってしまうことを避けるためのものでございます。

アンケートの発送は4月17日を予定しており、回答期限は2週

間後の5月1日を予定しております。

アンケートの結果につきましては、5月に開催予定の協議会の第7回会議に報告いたしますとともに、協議会のホームページで公開する予定でございます。送付に際しましては、アンケート用紙のほかに、質問項目に関する資料等を同封予定でございます。

以下、2ページ以降にアンケートの設問案を記載しております。現時点での協議会の協議内容の認知度を伺うもの、次に両市の現在の行政運営の状況に対する認識を伺うもの、次に合併を通じて人件費の抑制などの歳出抑制策に取り組んでもなお行政サービス水準の見直しが必要な場合に有効と思われる取組を伺うもの、次に中核市になった場合に、市が今よりも幅広い事務を行えるようになることについての認識を伺うもの、次に今後の周辺の町との広域連携のあり方についての認識を伺うもの、最後に協議終了後に合併の意向を市民に伺う際に重要視する点を伺うという内容でございます。

以上をもちまして「(3) 市民アンケートについて」の説明を終わりります。

加藤会長

資料3に基づいて「市民アンケートについて」の説明がありました  
が、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

加藤委員、お願ひいたします。

加藤仁司委員

小田原市議会の加藤でございます。前回もこのアンケートについて、発送数の部分について質問させていただきました。その際、会長の方から、今回は大学の先生方もいらっしゃっているということで、はたして、この抽出と言いますか発送の割合ですね、これについて適正かどうか、ここについても相談をさせていただいて、報告するという風に私は伺っていたと思います。今、その言及がなかつたものですから、そのところについてはどうなのか、伺いたいと思います。

加藤会長

事務局の方から、設定の根拠をお願いします。

柳澤事務局員

按分の設定の根拠ということになろうかと思いますので、ご説明させていただきます。今回、統計学の先生等に、アンケートを発送する上での按分の考え方につきましては、まだ確認の方はしてございません。ただ、先行他市の実施事例などを参考に決めさせていた

だいたいものでございます。今回のアンケートにつきましては、合併、中核市、広域連携に関する認識などの傾向を全体的に把握するために実施したいと思っておりまして、発送につきましては、南足柄市も一つの地域として、両市の市民の合計数を母数とさせていただいて、小田原市と南足柄市の人口比の差を考慮し、設定させていただいた形でございます。

加藤仁司委員

おそらく皆さん聞かれていた中で、実際に客観的な数字を本来求めるのがアンケートだと思うのですが、私は統計学に疎いからということで、その専門の方に聞くということで会長からお話をあったものですから、当然今回についてはそういう方に聞かれていると、そういう前提で私も今日臨みました。まだ聞かれていないということは落ち度があるんじゃないのかなと、そのように指摘をさせていただきます。今の中では、ここの按分の部分については、完全な政治的な配慮と言いますか、そういったものが存在している、だから最初の数を半分にする、しかしながら、半分にしてその残りの部分を人口比にするということで、配慮することは分かります。ただ、配付をして回収した数が、おそらく今私が言っている人口比だけでやると、南足柄市さんの方の回収が数が足りなくなってしまう、少なくなってしまうというお話をありました。少なくなるのであれば、逆に配付数を多くすればいいのではないのかなと思います。この前も言いましたが、人口で見れば小田原市の5に対して南足柄市は1と、5対1の関係という形になると、例えば小田原市が3,000、南足柄市が600ということなんですが、今目標としている南足柄市に前回のアンケートの参考、約1,230通という形になれば、倍にすればいいだけですよね。そうなれば、配付数は3,600ではなくて、7,200という形にして回収率云々を考えれば、南足柄市さんからは今事務局が求めている数字が出るという風に思えるのですが、本来、このアンケートの部分というのは、これは私の勝手な意見ですけど、やはり人口比で取るのが、あくまでも公平な形なのかなと、自分はそのように見ているんですけども、他の皆様のご意見もあると思いますので、ぜひとも会長におかれでは、他の方のご意見を聞かれたらありがとうございます。

加藤会長

先般の段階での加藤委員からのご質問に対しては、作業的に、先行する他市の状況等も踏まえて、事務方の方で判断して先程お話ししたような状況で按分をさせていただきました。私たちの考え方とし

ては、今回編入というものを想定してやっていく中で、今回も協議会でさまざまご心配のご意見多々出ておりますし、我々もそれに配慮して、都市内分権の小委員会等設置いたしましたが、やはり南足柄市の市民の皆さんのご意見というものが、単純にボリュームの按分ではなくて、ある程度重視して反映できるようなことが必要ではないかという判断のもとで、今回のような数の設定をさせていただいたものと受け止めています。ここで先生方に伺うのはどうかと思いますが、せっかく今日、大杉先生と牛山先生がいらっしゃいますので、一般論で構わないと思いますので、ご見解等があれば、ぜひお願ひします。

大杉委員

今のアンケートの件ですと、おそらく牛山先生もそうですが、専門外、統計学専門ではないんですが、一般的に私が存じ上げている限りで言えば、実は按分しようとしたまゝとあまり関係ないことです。今回のアンケートの趣旨がどういう趣旨のものかによって、いろいろな手法は取り得るかと思いますので、今回ご提案いただいたいるやり方も一つの考え方ですし、ご質問の中にも出てきたようなお考えもあり得るかと思います。2市の協議ということありますので、それぞれの地域の方々がどのように考えているのかということは分かった方がいいと思いますので、例えば、3, 600通ですから、1, 800通ずつ取っても実は構わないわけとして、ただ全体の意向として見る場合には、その人口比で掛け合わせて按分していただいているでしょうし、それぞれの市の比率ということで考えれば、母数の違いは関係なく、抽出数は増してあっても構わないし、違つても実は構わない。ある程度統計学的に有効であるような抽出数さえあれば、実はあまりたくさん取り過ぎる必要もないわけで、大体このくらいの規模でやるということで、特に私は問題ないと思っております。ただ選挙とは違いますので、実数とは関係ありませんので、ただどうしてもそこら辺が、数の違いというものをどうしても考えてしまいがちなので、誤解を与えないように、市民の方々にきちんとそこは、このやり方を取っていることによって特定の意図をもって歪めたような形での情報が伝わらないようにするということがとても大切だと思いますので、それは我々協議会の者が、きちんと目を通して了解していくということで、市民の皆さんに納得していただけるようにお伝えしていくのが重要なかなと思います。アンケートの件は以上なのですが、他にちょっと、ずっと黙っていたのでもう少し申し上げさせていただけたら。

加藤会長

一番最後に、またお二人にはじっくりとお願ひしたいと思っておりましたので、最後の方に、よろしいでしょうか。  
では牛山先生、いかがでしょうか。

牛山委員

私も大杉先生のおっしゃられたこととほとんど内容的には同じになりますが、やはりそのアンケート調査というのは、私たちもよくいろいろ研究の分野でやりますけれども、何を知りたいのかということだと思いますね。この内容を拝見すると、やはりその合併なり、広域連携といったことに対して、市民の皆さんがどんな認識でいらっしゃるのかとか、あるいはどんな考えを持っているのかということを今回の協議を進めるにあたって聞いていこうと、こういうことかと思いますので、そういう意味では、大杉先生がおっしゃられたように、どちらの市のサンプルをたくさん取るかということは、あまり今回の調査に限つていうと関係がなくて、市民の皆さん的一般的な意見の傾向を把握しながら協議をしていこうということになるのではないかという風に思います。両市の自治体の違いがあると思いますので、例えば回収率とかがどのくらい違つてくるのかとか、そういうところも影響してくるのではないかと。その点で、先程おっしゃった、3割程度の回答が得られるようなことを想定してということですが、それが両市の、例えばもちろん全体で集計しますが、おそらくクロスとか、地域別の集計とかいろいろなことをやつていったときに、最終的にどんな回収率の違いとか内容の違いが見られるのかといったところで、少し調整をしたり、内容を読んでいくときに、逆に留意して読んでいくという分析のところ、そちらの方も大事なのではないかと思います。

加藤会長

ありがとうございます。お二人の先生のご意見としては、アンケートの性質上、おそらくそれぞれの市域の市民の皆さんのが、どんな受け止めをして、どんな考えているかということの傾向を把握することが重要であるので、どちらにどのくらいということではないのではということだと思いますが、いずれにいたしましても、一定数の母数はそれぞれ必要だということで、今回こういう形で取らせていただくということの事務局の案でございます。要は、先生おっしゃいましたけれど、この全体で集まった数の意味ですとか、その内訳のことをきちんと解説をつけて、全体で例えば、67パーセント

こっちだからこうだということを解説なしにやってしまうのではなくて、ちゃんと数の内訳と意味を提示しながら、必要な項目の回答を得ていくという形、または交流していくという形をすれば、按分についてのいろいろな考えに捉われなくていいのかなという気がしますが。

どうぞ、加藤委員。

加藤仁司委員

今回の調査に関して、両先生のお話の部分はよく分かりました。あくまでも今回の調査に限ってということで、ただ私が言いたかったのは、公が取るアンケートでありますので、ここが、例えば統計学上、データとしてちゃんと認められるものかどうか、ここについての確認をいただきたかったのです。統計学上も問題ありませんという回答が来れば、そうですかで済んだ話なのですが、ただそれを聞いておきながら、調べていないということではおかしいじゃないのということが、今言いたかったことです。

加藤会長

承知しました。それについては、次回以降までに改めて確認をさせていただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、市民アンケートにつきましては、こういう形で実施をするということでご確認いただいたということで、お願いをいたします。

次に、「(4) 平成28年度歳入歳出予算流用報告について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「(4) 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」を説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。

本件は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会財務規程第9条第2項において、「会長は、歳出予算の流用をしたときは、協議会に報告しなければならない」と規定されていることに基づいて、ご報告をさせていただくものでございます。

1ページの1番、2番、2ページの3番いずれにおきましても、「2 総務費 1 事務局費 1 2 役務費」のうち、振込手数料が不足すると見込まれましたため、「1 事業費 2 調査研究費 1 2 役務費」から歳出予算を流用するとしたものでございます。これにつきましては、予算積算時の見込みを若干上回る振込み件数が発生したためで

ございます。

以上をもちまして「(4) 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」の説明を終わります。

加藤会長

ただ今事務局から、資料4に基づいて「平成28年度歳入歳出予算流用報告について」の説明がありました。ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で、本日の会議日程はすべて終了でございますけれども、先程、大杉先生からもお話をございました。この間すでに会議も5回終了しておりますけれども、この間のことも含めまして、今日の内容でも結構ですので、ご意見、またはご提案等いただけましたら幸いにございますので、よろしくお願ひいたします。

大杉委員

若干、感想めいたことになるんですけども、まずは私、前回出席できず、大変失礼いたしました。一回空けてなんですかね、この間、事務局の方も精力的に取りまとめを行っていただき、また皆さんの方もご協議、かなり重要なご議論をいろいろ展開していただいて、この合併のあり方、是非を含めたあり方を市民の皆さんに理解していただくのに、重要な議論になったのかなという風に思っていますが、その上で、なかなか今の協議のスタイルというのが、具体的に合併ってどういうことなのかということが分からぬこともあります。仮に、合併ということが決まったときに、そこにきちんと準備ができるように、また、合併後速やかに、その合併自治体が運営を進めていくようにということに向けた、言ってみれば、短期中期の取組として、そのすり合わせ、積み上げというようなことが必要になってくると思いますが、その一方で、この任意協議会も、中心市のあり方に関する任意協議会とあるように、大きなビジョンの部分、短期的なことはもちろんのこと、中長期的にどういう風に考えていくのか、ということも、やはりそこら辺の議論というのがなかなかうまく出しにくいということがあって、冒頭の方の、前回の議論の続きだったんでしょうか、公共施設に関してや、その他の件についても、例えば公共的な団体のあり方などについても、必ずしも市域だけにまとまるものではないものも含めたあり方、こういったこともなかなかその事務的なすり合わせ、積み上げの中だけだと、うまくまだ見えてきていないところがあるかなと思います。今後の進め方としては、短期中

期的なすり合わせのところと大きなビジョン的なところと、うまく両方をもう少し意識しながら、考えていく必要があるのではと思います。今日、報告としていただいているような、特に都市内分権的なものというのは、やはり住民の皆さんに直接関わってくる部分でありますので、まず短期的にはどのような取り組みをしていくけれども、将来のビジョンとしてどうなのかということを、ぜひ大きく打ち出すようなところもお考えいただければと思います。少し細かいことを言いますと、資料の作り方としましても、今日ご説明していただいた中でも、分かりやすく説明されているものもあれば、なかなかそのすり合わせの考え方そのものについて、うまく出せてなかつたなというものもございました。明確にして判断できるような、もちろん細かい数値の部分も重要なわけですけれども、考え方として、それがきちんと伝わるようなまとめ方を今の段階ではしていくべきではないかなという風に思いましたので、そういう点もぜひご注意いただければと思います。

加藤会長

ありがとうございます。委員の皆さんから出されている、協議の進め方に対するご意見、ご要望も、まさに今先生がおっしゃったような部分が、全体としては見えにくいというところだと思いますので、今は実務の突き合わせの部分がどうしても中心になっておりますけれども、できるだけ早く、あるいは然るべき段階では、今のようなご指摘に応えるようなまとめ方、協議の進め方をしていきたいと思います。ありがとうございました。

牛山先生、いかがでしょうか。

牛山委員

皆様、お疲れさまでございました。私もすみません、前回は私学の存亡に関わる入学試験の真っただ中で、お休みさせていただきましたけれども、今日改めまして、皆様のご議論を伺って、二つ感想めいたことを申し上げさせていただきます。一つ目は、合併協議、合併をするかしないかに関わらず、いろいろな自治体行政の中身について、例えば、今日も特別職のあり方については、審議会のお話が出ましたけれども、私も伺っていて、やはり自治体によってそれぞれであります、例えば、審議会の委員の皆さんには、もちろん特別なお医者様とかといったものを除いて、全部統一している自治体もあれば、やはりその審議会ができたときの経緯ですか、時代状況によって、まだまだ整備がされていない自治体もいろいろあるなと思っております。そういうことを例えれば、こういった協議を通

じて、市民の皆さんも知っていたいとして、それを今後どうしていくかといったような、自治体行政の見直し、いろいろな面での見直しを合併協議を通じて行うということに、非常に大きな意味があるなど、いろいろな侧面で感じたところでございます。そういった意味では、この協議を通じて、そもそもその自治体行政のあり方とか、あるいは事務事業の内容について、改めて合併するしないに関わらず、各市見直していくとか、あり方を考えるとかということになつていくと思います。公共施設のあり方についても、冒頭で随分ご議論が出ましたけれども、皆さんご存じのように公共施設の管理計画については、現在全国の自治体がその策定、あるいは策定済みのところが多いかと思いますが、議論しているところでありますと、その過程でも私もいくつか関わっておりますが、一つ一つの施設のあり方や住民生活に関わる影響等について、大変難渋する議論になつているところでございますので、こういったことについても、もちろん考えていきながら、しかし同時に、合併後に残される部分もかなりいろいろあるのではないかと思います。消防団のこともそうだと思いませんけれども、やはりその議論を伺っていて、かなり大きな開きがあるという数字でございましたけれども、実際のその出動の金額などを支出した場合に、どのくらいの違いが出るかとか、またこれもおそらく常備消防との関係、こちらでは広域連携でやられているわけですが、その関係でもいろいろ違ってくるのではないかと思います。そういった意味で、例えば消防団の役割とか機能といったものも、合併後にまた議論していかなければいけませんけれども、地域の違いを越えて、どんな風に統一できるのか、あるいは統一できない部分についてはどんな風に最後着けるのか、そういったことがまだまだ合併後に残された課題ということで、合併する場合でも、これは残っていくような課題もたくさんあるのではと思いますので、その辺をよく整理しながら、今日の非常に重要な皆さんにいたいたご議論を将来に繋げていくと、こんなことであればいいのかなと思っております。

加藤会長

ありがとうございます。事務事業は、とにかく全体的に本数が多く過ぎますので、一本一本について議論を細かくやりませんし、やる必要はないかと思いますが、牛山先生がおっしゃった消防ですとか施設関係ですか、これは奥津委員や皆さんおっしゃいましたけど、いくつか市民にとっては身近な大事な、あるいはその取扱いをどうするかによって、その合併の性格が分かるような、そういったテー

マがいくつかあると思いますので、こういったものについてはこの後の協議の中で、時間の許す限り、方向性について議論するということと、最後のまとめ方の部分で、そういった分かりやすいテーマについて市民の皆さんにお伝えするような工夫というものはやはり必要になってくると思いますので、そういう観点でも、この後の協議について皆様も一つ一つ丹念に見ていただければありがたいなという風に思っております。

両先生、ありがとうございました。

以上で、本日の会議日程は全て終了となります、何か委員の皆様からその他ということでご意見等ありましたら、この場でいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上で、本日の会議は終了でございます。事務局に進行を戻します。

林事務局長

皆様、大変お疲れ様でございました。それでは閉会に当たりまして、副会長であります加藤南足柄市長からご挨拶をいただきたいと思います。加藤副会長よろしくお願ひいたします。

加藤副会長

まずは本当に長時間に亘りまして、本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。また今日は、極めてご多用の中を、大杉先生、牛山先生にはご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

本日、それぞれの協議事項の取扱いにつきましては、本当に熱心なご協議を頂戴したと思います。その上で、ご承認を頂戴しました。そしてこのそれぞれの協議事項の取扱いというものは、言わば一つの考え方と言いますか、方針として、これをもって整理をしていくことになるということだと思っております。大変に貴重なご意見をいたいたことに対しまして、感謝を申し上げたいと思っております。今後とも、よろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本当に、どうもありがとうございました。

林事務局長

加藤副会長、ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第5回会議を閉会させていただきます。円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。